

会

議

午前10時 0分開会

議長（小泉孝敬君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 一般質問

議長（小泉孝敬君） 昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順位5番、1、放置されているホテル及び住宅について。

以上1件について、5番 矢田部邦夫君。

〔5番 矢田部邦夫君登壇〕

5番（矢田部邦夫君） おはようございます。再興の会の矢田部邦夫です。

一般質問の通告に従い質問をさせていただきます。

現在まで20年以上、ホテル廃業後、放置されたままで観光のまち下田市の景観を損なっている状態が続いております。今まで当局もいろいろ手は尽くされてきたと思います。しかし残念ながら市内に4か所、元富士屋ホテル、ホテル錦成、御苑ホテル、グランドホテルが廃業し、放置されたままの状態にあります。観光客は、さぞがっかりし、家路についていることと思われま

す。7月8日朝7時30分頃、大雨により武ガ浜にある富士屋ホテルの一部が崩壊し、民家の屋根を直撃し大きな被害がありました。市民の方から電話を頂き、すぐに現場に直行しました。隣近所に多大な迷惑がかかっており、何らかの対応が必要であると思います。

平成27年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されました。地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていると考えられ、特定空家と認定されれば、行政が所有者へ改善を求める助言、指導、勧告、命令などの措置を行うことが可能となりました。特定空家の条項に該当すると思われる市内のホテル及び住宅があると思いますが、今までの対応だと、今後も撤去する方向には進まないと思います。この特定空家に認定された後に改善を勧告されてしまうと、その状況が改善されるまで、土地の固定資産税の住宅用地特例が適用されなくなります。また、所有者は空き家の撤去費用もかかり、撤去すれば土地の固定資産税が上がるケースも考えられるといひます。そのため、空き家が放置されている状態が続いていると私

は考えますが、当局はどのように考えていますでしょうか。

下田市は、自然な山と海に囲まれた美しいまち、素晴らしい景観だと私は思っています。放置された市内4か所のホテルや住宅は特定空家と認定することは考えていないでしょうか。

建設課長にお尋ねします。今後の対応策として、特定空家と認定し、行政が所有者などへ改善を求める助言、指導、勧告、命令などの措置を行うことは検討していないでしょうか。あるいは、他の方法、また新たな下田市としての条例を制定するとか、当局は検討されているでしょうか。

以上で私の趣旨説明と質問を終わります。

議長（小泉孝敬君） 当局の答弁を求めます。

建設課長。

建設課長（白井達哉君） 下田市では空家等対策の推進に関する特別措置法第6条の規定による下田市空家等対策計画を本年3月に策定し、この計画に基づき、空き家等の対策を検討する庁内組織として、下田市空家等対策検討委員会を立ち上げ、特定空家等の判定、特定空家等に対する措置、その他空き家等の対策について検討を進めているところでございます。

去る8月27日に第1回検討委員会を開催し、空き家等の現状と取組や特定空家等の認定を含めた今後の進め方について協議をしたところでございます。

年内には第2回検討委員会を開催し、特定空家の認定、その後の助言、指導をしていく考えであります。

また、新たな条例につきましては、現在のところ制定の予定はございませんが、計画に定めた基本的な方針により、法律に基づく特定空家等の認定、助言、または指導、勧告、命令等の措置を行ってまいります。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 5番 矢田部邦夫君。

5番（矢田部邦夫君） ありがとうございます。

空家等対策特別措置法第6条の規定により、下田市空家等対策計画を本年3月に策定し、この計画に基づき、空家対策検討委員会を立ち上げ、開催したこと。また、次回の検討委員会では特定空家の認定をしていく考えでありますとの回答を頂いたのは今後大いに期待が持てると思われまます。

質問をいたします。3点ほどお願いします。

1つ目は、先ほど年内の検討委員会の開催予定をするということでしたが、具体的にはい

つ頃か、まだ決定はしていないでしょうか。それから委員会を構成している各課、そこを教えてください、お尋ねします。

2番目としては、これからも下田市の空き家は増加傾向をたどると思います。今、皆さん、高校卒業されますと、ほとんど外へ出てしまうわけですね。そのまま卒業して、就職し、結婚して、居を構えるというような流れがあると思うんです。そういった意味では、これからも下田市の空き家は増えていく傾向にあるんじゃないでしょうか。現在、下田市にある空き家件数、一戸建て住宅と賃貸住宅、マンションはそれぞれ何件あるか、分かる範囲でお願いします。

3点目、全国の自治体の中で空き家対策に先進的な取組をしている市町もあると思いますが、参考にして取り入れていますでしょうか。

以上3点、お願いします。

議長（小泉孝敬君） 建設課長。

建設課長（白井達哉君） すみません、第2回検討委員会の時期については、年内ということでもまだ未定でございます。委員会の構成メンバーですけれども、委員会の委員長は副市長で、副委員長は私、建設課長でございます。その他、関係課長ということで、空き家の活用とか、そういうことに関する部分だったり、空き家として使われていないところ、衛生状態の問題があったり、あるいは税制の問題等もございますので、関係課長ということで副市長と私以外は統合政策課長、税務課長、防災安全課長、環境対策課長、産業振興課長がメンバーでございます。

空き家の件数でございますけれども、市ではこの計画をつくる前段階として、平成27年から2か年かけて市内の空き家等の調査を行ってしまして、いわゆる空き家等と認定している件数ですけれども、まず空き家等の中にいろいろ種類がございます、別荘とか仕事の都合で寝泊まりするだけということで所有されて、ふだん居住はしていないよという住宅が調査の結果191戸。あとは新築、中古を問わず、賃貸をしようと思っっているけれども今、空いているよという住宅がその時点で33戸。その他の住宅が350戸ありまして、今こちらで空き家と確定したものは574戸ございます。

この対策の先進事例とか先進地を参考にされていますかという御質問ですけれども、今現状は県のほうと、県の空き家担当の部署と相談をして、分からないこととか教えていただきながらやっております。県内でも、県庁の情報なんですけれども、島田市は割と県内では先進地だということで、今後、直接教えていただくようなこともあるのかなと。あと国土交通

省のホームページとかでも空き家対策等の先進的な取組事例とかが発表されていて、そういうことも参考にしながら今後進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 5番 矢田部邦夫君。

5番（矢田部邦夫君） ただいま課長のほうから先進的な取組をしているということで、私、3番目に質問させていただいたんですが、回答を頂いて、私の答えることがなくなりまして、国土交通省ですね。やっぱりいろんな事例があって、結構参考になる点が掲載されているんですよ。その辺をひとつぜひ応用していただくということが大事じゃないかなというような気がします。

それから、現在、日本近海の海面水温がかなり高くなっております。9月、10月は台風シーズンですが、大型化することが予想されます。特に瓦れきと化した国道沿いの元富士屋ホテルですが、7月8日に所有者が判明し、当局が対応している状況と伺っております。景観だけでなく、防災の面で人命に関わる大きな事故につながりかねないか、大変危惧しております。一日も早く撤去できるよう、所有者との話合いで解決を望みたいと思います。

他の危険な状態の住宅等も同様です。私の考えとして、空き家は所有者の責任において対応していただくこと。特定空家の助言、指導、勧告、命令、代執行ですね、の手順に放置された空き家の状態ごとに当てはめて、それぞれに見合う対応で解決策は見出せないでしょうか。当局はどのような対策を考えておりますでしょうか、お願いします。

議長（小泉孝敬君） 建設課長。

建設課長（白井達哉君） 私としまして、最初の助言、指導、勧告のそこがポイントだと思っております。最終的に代執行ということはよく言われます。先進事例としても幾つか事例の発表とかがホームページ等、されていますけれども、実は県内では代執行は1件もないはずで、代執行して、結局その費用を所有者のほうから取れる可能性が少なかったり、難しいということもございますけれども、もう一つ、私として懸念しているのは、最終的に下田市では空き家等、放っておいても行政が何とかしてくれる。最終的には代執行でなくなるよというふうに思われるのが、いわゆるモラルハザードというんでしょうか、そこが一番懸念される場所なので、基本的にはもう所有者の方に何とでもやっていただく。そのためにどうしたらいいかということで、助言とか指導とかをしながら、その所有者の意向を確認するとか、それこそ先進事例の中でも幾つか参考になるものがございますので、そこに重点を置くということで今後取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 市長。

市長（松木正一郎君） 空き家の問題、これは観光地下田にとって非常に重要な問題と考えております。今、議員御指摘のとおり、景観や観光といった側面に加え、台風等によるその外部への影響等、様々な課題がございます。さらには空き家を空き家のままにしておきますと人口減少に拍車がかかると、こういった問題もあります。したがって、今、議員御指摘のとおり、それぞれの状態に応じて適切な対策を取るべきというふうに考えております。すなわち潰すべき空き家なのか、それとも補修・補強して利活用すべき空き家なのか、その辺を先に説明いたしました空き家の計画、この中でしっかりとさらに検討を進めまして、その所有者にやる気になっていただく、これをインセンティブというわけですけれども、そのインセンティブをどのように与えるか、ここが要になってこようかと思っております。

例えば事例といたしまして、空き家を潰して空き地にしても、その空き地を地域の一時避難地として使わせてもらえれば税制の優遇措置は継続する、こういうことをやっている自治体がございます。こうしたものも参考にしながら、潰すということを進めるということもあろうかと思っております。また一方で、できれば人口減少に歯止めをかけるためにも、空き家には人に入っていただきたいという、そういう活用すべき空き家も多数あろうかと思っております。こうしたものにつきましては、県の、あるいは市のほうも若干ありますけれども、耐震補強の補助金等を活用しまして、そこに人を呼び込む、昨日の空き家活用の空き店舗についての御質問にもございましたけれども、いろいろなチャレンジをそこで促して、そして、その空き家に命を吹き込み、そしてまちににぎわいを取り戻す、こうしたことに取り組んでまいりたいと考えております。また御指導頂ければと思っております。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 5番 矢田部邦夫君。

5番（矢田部邦夫君） どうもありがとうございました。具体的な説明、大変、皆さん納得されると思います。

先ほど課長のほうから話がございましたとおり、私も助言と指導が大きなキーになると思って考えているんですね。それは例えばの事例ですけれども、所有者へ書面等で内容を送付すると思うんですが、形式的な内容でなくて、ありのままの本当の実態の見合った話を書面を出して、あるいはその空き家の状態が所有者のどういう状況かを所有者に知らせるために写真を一緒に同封するとか、そういういろんな方法があると思うんですね。ぜひその辺も検

討していただきたい。

当局の担当職員数も少なく、対応に難しさがあり、大変だと思います。しかし少人数でもこなせる知恵と工夫をすることが重要ではないでしょうか。ちょっとしたことで一気によい方向に向かうこともあります。当局も空き家件数が数多く存在しており、大変な課題ですが、スピードアップを心がけ、観光のまち下田市の景観を守ることと住民の皆様の安全・安心が保てる生活ができるようお願いし、私の質問を終わります。

以上です。

議長（小泉孝敬君） これをもって、5番 矢田部邦夫君の一般質問を終わります。

次は、質問順位6番、1、新型コロナウイルス感染症とその禍い克服のための諸課題について。2、コロナ禍での海水浴場の運営について。3、新庁舎建設事業の経過と問題点について。

以上3件について、13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） 日本共産党の沢登英信でございます。

議長の御紹介頂いた順に趣旨質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症とその禍い克服のための諸課題について。

まず市長に、感染予防対策としての下田モデルの成果についてお尋ねをいたします。松木市長は就任するや否や、今、世界は新型コロナウイルスの脅威にさらされているとされ、観光客に健康管理を呼びかけるとともに、迎える側の取組も明確にする下田モデルをスタートさせました。東京に住む人は下田に来ないでほしいと、こういうことではなく、東京の人でも、どこの人でも健康な人は下田にぜひ来てくださいと、こう呼びかけられたと思います。みんな安心、どこでも安心、“もしもの時”も安心の3つの方針の下、下田ルールの徹底や伊豆急駅でのサーモグラフィーの設置、医療機関との親密な連携等を実施されてまいりました。この7月から9月までの間、感染者がなかったことが何よりの成果であろうかと思いません。そこで、下田モデルをより一層推進するため、今何が必要であるとお考えなのか、お尋ねをいたします。

次に、教育長にお尋ねいたします。一斉休校はどのようにして実施されたのでしょうか。下田市教育委員会等においてどのような議論がなされたのか、お尋ねをしたいと思います。

また、小中学校の一斉休校は本当に必要であったのかと思うわけであり、なぜなら小中学校の休校とともに学童保育や、あるいは自宅待機という形になったかと思うわけであり

ます。3月から5月までの約3か月間の休校は、実質的な教育の放棄と思われるような事態になったかと思うわけであります。子供たちの教育を受ける権利を保障するため、どのような取組がこの期間なされ、今後対応しようとしているのか、お尋ねをしたいと思います。

4月の時点が第1次のこのコロナの拡大といたしますと、下田・賀茂地区では8名の感染者が発生いたしました。第2次、第3次のコロナ感染拡大に伴います状態に対応していかなければならないと思うわけです。9月4日には10人、伊東市では13人、熱海市では41人の発生が報道されております。2次、3次のコロナ感染拡大に伴います検査体制、PCR検査とか、あるいは抗原検査とか、また医療の確保についてはどのように進められているのか、お尋ねいたします。医師や看護師、病床等の確保はどのようになっているのでしょうか。

次に、経済再生のため、どのような施策が実施され、その結果はどうなっているのか、お尋ねいたします。また、その結果に基づき、現在の問題点がどういうことであるのか、当局の見解をお尋ねいたします。

例えば夏・冬のボーナスを削減されております下田市観光協会の職員、あるいは伊豆太陽農業協同組合の職員など、また旅館、ホテルを中心とするマッサージ師の皆さん、タクシー運転手、このような働く者の支援はどのようにされてまいっているのか、お尋ねをしたいと思います。

また、文化、スポーツにおきます下田文化会館を開催会場としております市民劇場も観劇をコロナでこの開催を自粛せざるを得ない事態となっていようかと思いますが、8月21日には「月光の夏」という朗読劇を上演いたしました。教育委員会では出演者がPCR検査をして上演してほしい、こういう要望を出され、出演者は約20万円ほどのPCR検査料を払い、上演をしたと聞いているわけであります。この間、まさに文化、スポーツ、芸術団体への支援が必要であろうかと思いますが、少なくとも会場費の使用料を減免するとか、無料にするとか、なぜ当市はこのような措置を取り組んでまいらないのか。文化、スポーツを支援するということが大変必要な現状になっていようかと思うわけであります。当局の見解を再度お尋ねしたいと思います。

また、コロナ禍と災害対策について。台風シーズンを迎え、避難所をはじめ、その整備が求められていると思いますが、どのように検討されてまいっているのか、お尋ねをいたします。

次に、コロナ禍での海水浴場の運営についてをお尋ねいたします。

コロナ禍での海水浴場の海開きに当たって、下田モデルがスタートしたと言えようかと思

います。そこで市当局は開設された9海水浴場、さらに爪木崎のいけんだ海水浴場を含めますと10海水浴場に対し、どのような体制を取り、支援をされてまいったのか、お尋ねしたいと思います。

隣県であります愛知県の緊急事態宣言を受け、8月7日から海水浴場を閉鎖した吉佐美地区、それに対し、その他の6海水浴場は開設するという、この差がどうして発生をしたのか、お尋ねしたいと思います。レスキュー隊がなくては海水浴場の安全が図れないとお考えなのでしょうか。海水浴客を一定制限しようという白浜大浜の試みはどうであったのか、お尋ねしたいと思います。

かつてレスキュー隊がいても不幸な死亡事故が起きていると思います。今年も白浜長田浜で1人死亡されたことが報道されておるわけではありますが、この事故に対し、どのような責任を誰が取ったのでしょうか。安全対策は大事なことでありますが、これを責任論となりますと、責任回避のため、海水浴場の閉鎖ということになりやすいのではないかと思います。海水浴場が閉鎖されましても、8月中旬におきましては例年と変わらないほど海水浴客は吉佐美の3海水浴場に参り、にぎわしていたと思います。市当局は夏期海岸対策協議会の予算で毎日2名の監視員を配置され、安全が一定確保されたと評価するものでございます。

次に、海水浴場に関する条例と下田市夏期海岸対策協議会との関係についてお尋ねをしたいと思います。

条例では海水浴場の設置及び運営について定め、具体的な運営は各区長をはじめとします各支部が担っております。条例の第11条では、市長は海水浴場の管理の一部を公共的な団体に委託することができると、これに基づいているわけであります。そして、夏期海岸対策協議会の会則におきましては、副市長が下田市夏期海岸対策協議会の会長であると定められておりますが、土屋副市長がお辞めになっており、会長は誰が務められたのでしょうか。補助金団体であるとの見解から、会長が市長であったものを副会長にしたわけではありますが、これがまさに誤りであったのではないかと私は思うわけであります。補助金というよりもむしろ負担金的なものとして、この市からの補助金を考えるべきものではないかと思います。本年は具体的には市長の下、直営で運営してきたということが今年の実態ではないかと私は思うわけですが、どのような形態であったか、お尋ねをいたします。

そして、各区長、支部の内容は、海水浴場の安全確保と清掃やトイレ、シャワー等の環境整備の運営は各支部に担っていただきましても、違法営業対策や風紀の確保は市当局が中心となり、その体制を担うべきものであると私は思います。そして条例はこの方向づけをして

いると思うわけでありませぬ。

次に、このような観点から、白浜大浜の違法営業の実態と、その対策についてお尋ねをいたします。

市長は違法業者の責任者と話合いを申し入れていると報道がされておりますが、どのような立場から話合いをされようとしているのでしょうか。私の知るところでは、7事業団体ほどあったかと思ひますが、現在ではマストとか、リバイバル、あるいはドルフィンとかという営業名の業者がござひますが、どういふ業者とお話合いを申し入れたのかも併せてお尋ねしたいと思ひます。

違法営業の経過を私なりに振り返りますと、昭和36年12月、伊豆急電鉄が開通しますと、民宿ブームとともに浜地はキャンプ場として利用され、大変な混乱を極め、昭和43年3月には特定区域におけますキャンプ禁止に関する県条例が制定され、今日に至っております。以後、海水浴場として浜地は利用され、当時は浜地内に海の家や売店を出店をするようになったわけでありませぬ。浜地の占用許可権限を持ちます下田土木事務所への申請手続が、この手続で混乱を来す事態となりました。そこで昭和61年、下田土木事務所では、海を家の占用等については公共的な1団体の許可のみとするという方針を打ち出しました。下田市の占用許可のみが認められることになったわけでありませぬ。下田市海水浴場に関する条例第6条、禁止行為の規定で、この考えが今日も定められてきてまいっていると思ひます。

しかし、この当時は下田市の規則でありませぬ、条例ではありませぬでした。運営規則という内容でありませぬ。平成4年12月に条例が制定され、海を家の売店の出店に伴う混乱は解消されてまいったわけでありませぬ。平成4年12月のこの条例は、私の先輩でありませぬ小林議員提案の形で、これが可決されてまいりました。

しかし、その後、新たな手口で浜地へのパラソル、サマーベッドを浜地に持ち込んで、例えば100メートル四方を占用する。またデリバリー方式と言われる、いわゆる注文取り行為が平成10年以来、今日まで続いているわけでありませぬ。そして平成12年3月には海水浴場の条例が改定されました。このような事態をきっちり整理していこうという観点であったかと思ひます。第7条、禁止行為の、市長は、職員をして、当該物品を海水浴場から撤去させる規定等が定められてまいっているわけでありませぬ。まさに今日の混乱は、これらの規定が実行できないような体制になっているというところが一番、私は問題であると思ひわけでありませぬ。

具体的には、市直営のパトロール隊をきっちり編成をし、このようなことを取り締まって

いくということが必要であろうかと思うわけであります。そして今年、レスキュー隊が確保できなかったために海水浴場を閉鎖するというような事態が起きたことから考えますと、地元でのレスキュー隊の確保という観点が必要になってきていようかと思えます。

また、下田市海水浴場に関する条例第10条に基づきます、審議会を設置し、下田土木事務所、下田警察署、海上保安庁、あるいは地元の区長だけではなく、ホテルや観光業者の皆さんも含めた市当局の、市長が言うところのワンチームの実行体制をどうつくってまいるかが大きな課題ではないかと思えますが、市長及び当局の見解をお伺いしたいと思えます。

特に白浜大浜海水浴場では、また白浜板見の漁港の利用によりますバナナボートは、今年廃止されたと聞いておりますが、どういう訳でこういう事態をもたらすことができたのか。また、吉佐美舞磯浜での不法占拠営業、ヘリコプターの着陸等が行われているとも思いますが、その現状についても併せてお尋ねをしたいと思います。

次に、新庁舎の経過と問題についてをお尋ねいたします。

新庁舎の建設位置が平成21年、この現在地から24年、敷根公園に変わりました。御案内のように2011年3月11日、東日本大震災によります南海トラフ地震等の津波被害を受けるということで、敷根公園が提案されたかと思えます。そして27年度には敷根民有地、29年度には河内、現在の稲生沢中学校の隣接地と変更されてきたわけでありますが、市当局の見解として、どういう訳でこのように位置が変わってきたのか、私の見解では、安全性に問題があったからではないかと、こう思うわけであります。

南海トラフ地震によります津波の浸水地域である現在地から、稲生沢川の洪水氾濫の危険がある稲生沢中隣接地に新庁舎の建設を果たして皆さん、進めてよろしいのでしょうか。この現在地に建てようとしたとき、津波浸水があるのでと言って、敷根公園の前面に移転をした。そして去年の3月15日、静岡県は稲生沢川の洪水浸水想定区域図によりますと、この稲生沢川沿線におきましては、深さ3メートルから10メートルの浸水で家屋が流出されるようなことも想定をしているわけであります。新庁舎予定地は2.2メートルの浸水が予定されております。しかも設計上は洪水で浸水するということは検討がされてまいっておりません。このような浸水はないという基で設計がなされてきているわけであります。まさに新庁舎は防災拠点になり得ない、こう言わざるを得ないと思うわけであります。

また、このまま建設を進めることは財政破綻を来すことにならうかと思えます。ぜひ立ち止まって見直すべきであります。市税はこの10年間で4億円も減少し、人口も減少してまいっております。2.7億円、市債は29億3,000万円で、借金返済に借金をするという事態になっ

てまいつているのではないのでしょうか。さらに、このコロナ禍によりまして、コロナ不況によって市税は少なくとも数億円、私はやはり4億円程度減少するのではないかと思うわけがあります。

このような状況の中で緊急防災・減災事業債のこの借金、起債が有利な借金をして、これに充てようという、この考え方、計画が今日の混乱をさらに大きくしてきているのではないかと思うわけであります。平成30年7月には、前市長は、新庁舎は26億1,514万円で建てる。その6か月後の平成31年3月には32億3,000万円だ。そして令和2年3月には、その1年後の3月には36億9,000万円だと。1年半の間に10億7,500万円も増額がされてまいつているわけであります。しかも、この利息分まで含めると40億円を超えるやと思うわけであります。1世帯当たり40万円の負担金を出せと、こういうことを言うことになると同じではないかと思ひます。

そして、庁舎の一般会計からの財政も7億円が14億円に引き上げられてまいつているわけであります。庁舎建設基金と一般財源を合わせました自己財源は10億円にもなりまひます。むしろ借金をせず自己財源の14億円で庁舎を建てるという柱を耐えてまひるべきではないかと思うわけでありまひます。

次に、1月8日、9日、2回の入札は不調でありまひました。入札不調の原因が解明されず、全体では4億5,000万円、建設費だけを取り上げると3億5,000万円の増額を議会の皆さんは認められまひました。当局及び議員の責任が問われなければならない事態を今日迎えていると認識しなければならぬと思うわけでありまひます。議会として当然、庁舎特別委員会を立ち上げ、調査すべき内容であったかと思うわけでありまひますが、残念ながらそのようなことにはなりまひません。今となつては決算特別委員会の大きな解明すべき課題の1つであろうと思うわけでありまひます。設計業者の責任であるのかどうなのか。当然1億3,000万円からの設計費を払い、設計図を作るということは、その設計図に基づいて幾らで庁舎が建設できるのかということも含めた内容であろうかと思うわけでありまひます。そういう観点からいへば、設計者の責任はどこにあるのか。当局は明確にすべきではないでしょうか。

また、入札執行した体制に問題がなかったのか。あるいはそれを請け負った施工業者に高額な入札をしたという責任があるのか。そこらは厳しく解明をしていかなければならぬ問題であろうかと思うわけでありまひます。これらの問題が解明されなければ、36億9,000万円できるといふような保証はまさにどこにもない。40、45億円もかかると、こういうことになつてまひろうかと思うわけでありまひます。そして議員はその時期を迎えまひすと、反対をするこ

とをせずに、しょうがないということで納得をしていくという市民に対する責任を果たせない事態を迎えるということになるのではないかと思うわけであります。このような事態はぜひとも避けてまいらなければならないと思います。

次に、開発許可申請をはじめとする建設に当たっての諸課題についてお尋ねをいたします。

この建設地の入り口敷地の購入等は賃借で進めると、借地でいくんだということであったかと思うんですが、借地で果たしてよろしいのでしょうか。下田配水池の水道の土地の問題も具体的な例があるわけであります。借地でいいわけが私はないと思います。現庁舎の1.6倍にもなります延べ床面積5,800平米は、根本的に見直すべきであります。国道からの接道としての600平米の人工地盤は除外をし、書庫や教育委員会、健診室などは廃校後の稲生沢中学校校舎の利用とか、旧庁内に配置するとかの分庁舎も含めた検討をすべきではないでしょうか。

また、これらの経過を吟味をしてみますと、安全で経済性、利便性など、まちづくりの面からもまさに河内のこの土地が適地ではない、選び直す必要があると、このようにも言えようかと思うわけであります。根本的な検討をしていく必要があると思いますが、市当局の所見をお伺いしたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

議長（小泉孝敬君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（松木正一郎君） 議員御質問のコロナ感染症拡大防止に関することと、庁舎について、まず私のほうから御回答申し上げて、その後、担当課長から詳細を御説明申し上げます。

まず、下田モデルをより一層推進するために何が大切かという御質問でございます。今回、下田市海水浴場を開設するというふうなことから、私はこの市長の任期が始まったものから、その間、観光はしっかり回しながらも、市中での感染が出ないように徹底した対策は取らなければならない。あらゆる局面で全庁一丸となって、さらにはこの下田市の関係団体や市民の皆様にも御協力頂きまして取り組んでまいりました。

沢登議員にも初日に伊豆急の駅でべるりんの下田モデルを啓発するカードをお配り頂いて、その暑い中の御尽力に頭が下がるものでございます。

この取組は暑い中、毎週毎週、職員も海水浴場で、あるいは駅で、いろいろな作業を当たりまして、また、市の観光協会さんや賀茂の保健所、メディカルセンター、議員の皆様、そして下田市の市民の皆様も実に御協力頂きました。

一方、私は、実は一人でも市中に感染者が出ないかと毎日毎日、薄氷を踏む思いで過ごしておりました。おかげさまで、今のところはまだ市内での感染者が発生していません。まだまだ安心はできませんので、これからも気を引き締めて事に当たってまいりたいと考えております。

さて、この下田モデルの今回の最重要テーマは、先ほど申し上げましたように夏、海水浴という下田市のピークの観光入り込みに当たり、市民への感染リスクをいかに抑えるかということでした。今後は通常の観光の状況となり、さらに人々は日常的な暮らしとなります。したがって、なるべく平穏な暮らしの中で、市民をいかに感染から守るかということが課題になってまいります。その際、やはり科学的な知見を基にして感染リスクについて抑え込むことが必要と考え、感染症や疫学の専門家に意見を聞きながら進めているところでございます。具体的には最も感染リスクの高いところはトイレとされています。次がカラオケのような場所、つまり閉鎖的で、そしてそこで大きな声を上げてしまうようなところ、こうしたところでリスクが高まるというふうに聞いています。これは過去の実績だとか実験によるものだというところまでございまして、実際、ここ下田のように人口が少なく、高齢者が多くて、それほど活発な経済活動が行われているようなところではない行き止まりの観光地である下田市では、これまで来訪者や帰省者に起因した感染がほとんどということでございます。以上から、こうした科学的に裏づけがある各種のことから、それらに基づきまして、特定の場所やケースに対して、それぞれ対策を講じていくことが効果的だと考えております。

今定例会での予算につきましても、公衆トイレの洋式化を要求させていただいておりますのも、そうしたことの1つでございます。

これまで来訪者に対してウイルスを持ち込ませない、あるいは市中で感染をさせないということを第一に考えて、駅での検温やスーパーなどでのマスクの着用を、それこそ市一丸となって呼びかけてまいりました。おかげで下田モデルのあのポスターが市内随所で見られるようになり、今では下田の新しい生活様式として定着してきているのではないかとこのように感じております。今後も継続すべきことは継続し、さらに追加すべきことがあれば何でもやっていくというふうな覚悟でございます。

続きまして、この感染拡大に伴う医療をどう確保するのかといった問題でございます。まず人的な問題について申し上げます。医師、看護師の確保につきましては、日本中、今、社会の要請がございまして、極めて厳しい。こうした中でも現在、下田メディカルセンターへ

は4名の医師派遣が県から頂戴しています。今後もその確保について県に強く要望していく構えでございます。

次に、空間的な問題でございます。すなわち医療の拠点である下田メディカルセンターの強化といったことでございますが、まずは既に報道で御案内のとおり、抗原検査機器を導入し、この9月から本格稼働することとなっております。また、新型コロナの専用の個室がこれまでございましたが、これにさらに個室の増床、4床ですけれども、増床を今準備しているところでございます。また、医療現場の負担軽減を図るための軽症者療養施設につきましては、広域的な対応を図るということで、県が裾野市にホテルを借り上げ、156室を確保し、今月下旬から受入れを開始するというところでございます。

続きまして、庁舎につきまして申し上げます。

新庁舎建設事業につきまして、議員から多面的な課題整理、そしてそれに基づく新たな御提案を頂戴いたしました。しかしながら、昨日、この議会で申し上げましたとおり、まずはこれまでの民主的な手続を経た決定を尊重する、その上で期限があります緊急防災・減災事業債を活用した現計画を基本として、各種協議、調整を進めているところでございます。

とはいえ、さきの全員協議会で報告させていただきましたとおり、当局といたしましても議員御指摘のと通りの技術的問題、財源・財政の問題、この両面から大変厳しい局面に立っております。この検討を今、精力的に進め、10月には一定の方向性をお示ししたいと考えております。

現在、整理途中でございますが、様々な個別の質問に対して、担当課長より後ほど答弁をいたします。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 教育長。

教育長（佐々木文夫君） 私からは小中学校の一斉休業がどのように実施されましたかと、下田市教育委員会等についてどのような議論がなされましたかという御質問にお答えさせていただきます。

令和2年2月27日、内閣総理大臣により、小中学校、高等学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が示され、それを受けまして、下田市としては校長会と協議し、市内小中学校につきましては3月2日から同月19日まで臨時休業とすることとし、各学校、保護者宛てに新型コロナウイルスの感染拡大防止のための臨時休業についての通知をさせていただきました。

続きまして、2番目になりますが、4月7日に近隣で感染者が確認されたため、4月8日から同月21日まで臨時休業としました。緊急だったために校長会での協議等々を経まして、下田市新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて協議、実施をしたところでございます。

3回目として、4月16日に県内での感染者が拡大傾向にあり、賀茂地区におきましても数名の感染者が確認されていたために、4月22日から5月26日まで延長し、臨時休業としました。校長会や教育委員会、あるいは下田市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて協議し、報告を経て実施したところでございます。

4番目に、4月30日につきましては、静岡県教育委員会から全県立学校の臨時休業を5月31日までする決定を受け、下田市としては5月7日から5月31日まで再延長としました。それぞれ緊急に対応しなければならなかった事案につきましては、教育委員の皆様には電話にて状況等を報告させていただき、後に文書にて報告をさせていただきました。その後、5月14日に緊急事態宣言が解除されたことから、学校再開については、このときには臨時の教育委員会を開き、なお下田市新型コロナウイルス感染症対策本部にて協議をしまして、5月18日より段階的に教育活動を再開したところでございます。

以上につきましては、まず児童生徒への感染防止を防ぐという観点から議論したところでございます。賀茂地区におきましても、賀茂地区の教育長会等を通じて、それぞれ情報交換等をしながら、日のほうを設定していったわけですが、一部再開が早かった地区もございしますが、おおむね同様の対応となっております。

続きまして、コロナ禍がもたらす教育上の問題点についてはという御質問についてお答えします。

教育上の問題点につきましては、学校現場の現状を把握するために、各学校の管理職と面談で聞き取り調査をしながら洗い出しをしました。その結果、一番の問題点として、学習指導要領に示されております各教科の学習内容を指導するための時間確保だということをつ捉えました。

第2の問題としましては、授業以外で特別活動や学校行事の見直しを迫られているところです。体験学習や運動会、修学旅行等、子供たちの成長に欠かせない活動を実施するための日程変更や体験場所の変更等、計画、立案、実践に苦慮しているところでございます。

第3の問題として、子供たちは登下校、あるいは給食、休み時間の過ごし方など、学校生活の変化によるストレスを感じているところもございまして、子供たちの心の変化や体調の変化を見取り、きめ細やかな適切な指導が必要となっておりますということで、この1、2、3

点を問題点として上げさせてもらいました。

続きまして、教育を受ける権利を保障するためにどのような取組がされておるかという御質問に対しまして、まず休校に伴う、先ほどもお話しした授業時間を確保するため、校長会と協議を十分に重ね、夏期休業を小学校は19日、中学校は12日短縮させていただきました。また、冬期休業につきましても2日間短縮し、学力を保障するための時数を確保したところでございます。これにつきましては5月の定例教育委員会にて承認を得ております。

4月8日から5月18日までの間、各学校では休業中の学習や生活の計画表づくり、あるいは家庭学習用のプリント、新しい教科書を使った課題、縄跳び、ストレッチ、生き物観察カード、俳句づくり、新中学校校章のデザイン募集等々、様々な課題を作成し、配付したところでございます。配付方法につきましては、児童生徒の数に応じまして、家庭訪問や郵送、あるいは学年を指定して学校に保護者にも来ていただきました。課題の提出につきましては、家庭訪問で収集を行ったり、保護者に持ってきていただいたりということで、その収集をした課題につきまして、学校では点検をし、子供たちの定着の様子を確認したところでございます。また、児童生徒の様子や心のケアも含め、電話、あるいはメール等での対応をしたところでございます。

今後につきましては、こういった場合に備え、GIGAスクール構想により整備します学習用端末機器を活用したオンライン授業等の授業を目指し、児童生徒によりよい学びの保障ができる環境を整備してまいりたいと思います。

私からは以上です。

議長（小泉孝敬君） 質問者にお尋ねします。ここで休憩をしたいと思うんですが、よろしいですか。

ここで11時15分まで休憩といたします。

午前11時 3分休憩

午前11時15分再開

議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開します。

当局の答弁を続けます。

市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） それでは、私のほうからは新型コロナウイルス感染症に関する看護師等への支援及び医療・病床の確保について補足をさせていただきます。

まず、看護師等への支援でございます。患者看護に多くの労苦を強いられる看護師の皆様、特に感染症者に直接接することのできる看護師の不足というのは全国的な状況でございます。下田市におきましては、静岡県看護協会の感染症に特化した看護師と連携を取りまして、今後、病院、介護福祉施設、訪問看護ステーションなどの看護及び介護職など、多職種の方々を対象といたしました新型コロナウイルス感染症に対応いたします研修会を現在計画しております。時期につきましては11月頃になりますが、看護師等の皆様への院内感染防止知識向上の対応を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、医療・病床の確保でございます。特に下田メディカルセンターの関係を補足させていただきます。感染病床、現在4床ございます。これに新たに一般病床の個室4床に簡易陰圧装置を設置いたしまして、新型コロナウイルス感染症に係る受入れの強化に向け、現在、協議を進めているところでございます。

また、下田メディカルセンターの新たな医療機器の整備といたしましては、9月1日から稼働しております抗原検査機器、ルミパルスG600 というのが稼働いたしました。せんだっての東伊豆町の事例でも対応したところでございます。

また、人工呼吸器の補充、病院入り口での検温のためのサーモグラフィーシステムの導入。屋外で検体採取ができるように陰圧テントの購入などを現在、準備したところでございます。

私のほうからは以上です。

議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） それでは、私のほうからは、経済再生に向けた新型コロナウイルス感染症対応の全般的な取組の考え方と新庁舎建設事業の課題等について説明させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策については、現段階で段階的に感染拡大防止対策から自立的な地域経済の構築に向けて取り組んでおり、コロナ禍が続く現在の状況において経済の再生を図るためには、感染リスクを抑えつつ、経済活動を維持、回復、構築していくことが必要であると考えているところでございます。

国からも新しい生活様式への転換が求められており、下田市においてもこれから続くウィズコロナの環境で経済を再生するためには、市民が感染拡大におびえることなく日常生活を営むことのできるまち、そして、下田は安心して訪れることができるまちにしていくことを目標に、その1つとして夏期シーズンの対応としまして下田モデルを実施し、一定の成果があったと思っております。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、これまで配分額 4 億 9,763万6,000円に対し、この 9 月補正予算にて御審議頂く約 1 億4,300万円の事業を含めて、総額約 6 億9,500万円の事業を予算計上しております。各事業の内容については、これまで議会でも説明させていただいたとおり、感染拡大防止という観点での協力金の支給に加え、利子補給、水道料金の免除、出生応援支援金等により国等の各種の支援策の対象とならない部分で生活や経営の支援を行ってきたところでございます。

繰り返しとなりますが、市内事業者が感染対策を行い、安全なまちとして体制を整備し、観光客を受け入れていくことで下田の経済再生につながると考えているところでございます。

また、なお新しい生活様式への展開のため、環境整備費用の助成も実施しているところでございます。

続きまして、新庁舎事業の経過と問題点についてでございます。

まず、洪水浸水と防災拠点の考え方につきましては、これまで浸水しない 2 階、3 階の防災機能を担保し、1 階は大雨特別警戒等の発表を受けて対策することを想定してまいりましたが、8 月 28 日の全員協議会でも報告したとおり、新たに気象庁により大雨の予測が困難な状況もあるということから、より綿密な浸水対応の方向を検討していく必要があると認識しており、こちらにつきましては、県とも協議させて、そのリスクについて今、課題を整理しているところでございます。

財政計画につきましては、市長から述べたとおり、対コロナの財政的影響は大きな課題と考えております。緊急防災・減災事業を当てにした建設計画ではないかとの件につきましては、庁舎建設事業において緊防債は最も有利な起債ですので、財政負担の軽減を鑑み、できる限り利用すべきと考えております。

また、議員より提案等ございました分庁等、様々な方向、面積縮小についてでございますが、3 月の定例議会でも説明させていただきましたが、現在の計画の工事費は、近年建築された他県の類似規模の庁舎と比較しても平方メートル当たりの単価は平均な価格となっており、決して高価な造りでないことについて説明させていただいたところでございます。

次に、入札不調の原因について、落札に至らなかったのは 3 月定例会で説明させていただいたとおり、オリンピックの影響等による資材と人件費の高騰によるものです。その上で議員の皆様から様々な御意見を頂きましたが、令和 2 年度の当初予算を御承認頂いているところでございます。

次に、開発行為申請をはじめとするその他課題としましては、市長の答弁でもありました

が、その課題について、先ほどの繰り返しになりますが、県とも今、協議を進め、安全性について図っていきたいと考えております。また、財源についても整理して、今後方向性を示していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

産業振興課長（樋口有二君） 私のほうから経済再生のための政策について、先ほど統合政策課長のほうから臨時交付金についての全体的な考え方の御説明がありましたが、そこに補足させていただきたいと思います。

これまで市内事業者に対しましては、一部業種に対してゴールデンウィーク中に休業要請に伴いまして協力金ですとか、対象外の業種に対しても感染予防としての協力金、また県制度の貸付けを受けた事業者への市の利子補給率の引上げなどの支援を行ったほか、政府の各種融資制度による資金繰りの支援策ですとか、持続化給付金や家賃支援給付金をはじめとした給付金の御案内など、市内団体とも協力しつつ実施してまいりました。

しかし、多くの市内事業者が先行きに不安を覚え、厳しい経営が続いていることは承知しております。また、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中で経済活動を継続せざるを得ない状況が今後も長く続くことが想定されます。このような状況下で求められることというのは、ウィズコロナの時代においても市内の経済活動を継続して活発化させることでありまして、感染予防対策や新生活様式に対応した取組を進めることで、店舗、企業の持続力と適応力を強化して、自立して経済を回し続けることができるようにすることによって、事業経営と雇用が守られると考えています。

そこで市としましては、感染予防と経済の回復に軸を置きまして、事業所における感染予防を目的とした経営改善に対する補助ですとか、インターネットを活用した販売力の強化に対する補助、また今後増加が見込まれるテレワークで来訪される方々に対応するため、施設の改修の補助などを現在実施しております。また、経済対策としてのバル事業の開催も支援してございます。

引き続きこれらの補助を通じて、市内事業者を支援しつつ、各団体とも連携しながら必要に応じて市内経済の回復、活発化に向けて取り組んでまいりたいと存じております。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（鈴木美鈴君） 私からは、市民劇場をはじめとする文化、スポーツ、芸術団

体への支援について答弁させていただきます。

新型コロナウイルスの影響により、文化、スポーツ、芸術活動の多くは、その活動の特性から制限、制約を余儀なくされており、議員のおっしゃるとおり、支援が必要であると考えております。

本市におきましては、文化会館やスポーツセンターなど、文化・スポーツ施設の使用につきましては、2月29日から制限をかけた状態で利用していただいております。現在、静岡県の警戒レベルは4、県内警戒、県外警戒の中、感染拡大防止のため、県外の方の利用は認めておりません。しかしながら、市民劇場主催の8月21日の朗読劇の上演につきましては、主催団体から出演者及びスタッフ全員のPCR検査を実施するので許可してほしいとの要望を受け、地域の人々の安全の確保に配慮しつつ、感染予防対策を共に考える中で特例的に実現したものでございます。コロナ禍の中、例えば社会教育団体や文化協会、体育協会に加盟する団体の施設利用料の補助を行うなど、各団体の実態を把握する中で支援策を検討し、取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

防災安全課長（土屋 出君） 私のほうからは、台風シーズンを迎えるに当たりまして、避難所の対応についてお答えさせていただきたいと思っております。

国の臨時交付金や県の減災交付金を活用しまして、不織布マスク4万9,500枚、手指消毒液14リットル、非接触型体温計45本を購入したほか、手指消毒液1,050リットル、パーティション300張り、簡易ベッド600台の発注を行いました。避難所における感染防止対策としては、受付で検温や問診を実施し、一般の方と感染の疑いのある方とを区別し、一般スペースと専用スペースに振り分けを行い、避難者の方にはマスクの着用や手洗い、せきエチケットの徹底をお願いするとともに、他の方と1.5メートル程度のソーシャルディスタンスを保っていただきます。

避難所の収容能力については、ソーシャルディスタンスを1.5メートル確保し、居住スペースとして2メートル掛ける2メートルに2人が避難するとしまして、7避難所で824人分確保されていますけれども、644人を受け入れた昨年の台風19号と比較しますと、一般スペースにおいては下田地区の市民スポーツセンターと下田中学校で336人を受け入れましたが、試算では収容能力人数は290人となり、収容能力に不足が生じます。その他の避難所においては、試算上では収容可能でございますけれども、避難所内では人の移動もあり、どうして

も密が生じやすい状況となります。また、空き教室等を使用する専用スペースについては、広さが60平米程度で8人程度の受入れが可能で、82人分確保されています。国では避難とは難を逃れることであり、安全を確保することであって、必ずしも指定避難所へ行くことが避難ではなく、まず安全な地区にある知人や友人宅への分散避難や、自宅の2階等で危険を回避できるのであれば、自宅の安全な場所にとどまる在宅避難を検討するよう指示しています。それらを検討していただいた上で対応ができない方におかれましては、市が設置する避難所への避難をしていただくようお願いします。

また、避難に当たっては避難所で過ごす食料や飲料、寝袋やスリッパなどを携行していただくほか、マスク、消毒液や体温計など、御自身や御家族で使用するものは可能な限り各自で持参するようお願いします。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

観光交流課長（長谷川忠幸君） 私のほうからは、大きな2番目のコロナ禍での海水浴場の運営についてをお答えさせていただきます。

下田市夏期海岸対策協議会におきましては、開設に当たり、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によりまして海水浴場の開閉判断基準を設けておりました。7月28日、静岡県警戒レベル4への引上げ及び8月6日の愛知県の緊急事態宣言発表の2回を受け、各支部及び関係団体による協議を行った結果、安心・安全に対する条件が整った海水浴場につきましては開設を継続することとなりました。

その後、各支部におきまして感染症対策や監視・救助体制の確立を検討していただき、吉佐美3浜以外は開設を継続する判断をいたしました。なお吉佐美区閉鎖に当たりましては、市長も地元役員会に参加し、意見交換を実施した上での決定となっております。閉設となりましたが、それでも来訪客が訪れる状況が予想されたため、現地における注意喚起や監視、また市職員における定期的なパトロール実施や啓発看板を設置するとともに、静岡県警察署、消防署、海上保安部などの関係機関と連携し、当該海岸におきまして事故の発生を防止すべく地元区とともに活動をしてまいりました。

水難事故の責任の所在等につきましては、過去の裁判判例によりますと、海水浴に伴う危険を回避する責任は、海水浴をする者自身にあることからすると、海水浴場の設置管理者にも安全装置を講じることについての責任があるとしても、海水浴場の設置管理者が水難事故を防止するために想定し得るあらゆる対策を取る義務を負っているというべきものではなく、

合理的な範囲内において安全性確保、監視業務について適切な処置を講じていれば足りるとなっております。下田市海水浴場の開設に際しましても、そのような水難事故防止対策の体制が整っていることを前提として開設しているものでございます。

続きまして、夏期海岸対策協議会の会長につきましては、副市長不在の中、副会長である伊豆漁協協同組合代理理事、組合長を職務代理者として運営をしておりますが、夏の海水浴場は下田市にとって重要な観光資源であることから、水難事故の未然防止や海水浴場の健全化などの諸問題につきましては、下田市が取り組むべき重要な課題と考え、現在、市長を会長とするための手続を進めているところでございます。

また、安全管理や条例改正などの大きな問題に対しましては、海水浴場対策審議会におきまして協議をしたいと考えてございます。

海水浴場の不法営業とその実態とその対策でございます。海水浴場開設前に海岸周辺の各店舗への浜地への営業行為禁止周知チラシを配布するとともに、平日の臨時派出所警察官、原田支部、観光交流課職員によるパトロールを実施し、休日には市長以下、課長職のパトロールに議員、地域の方も加わっていただいた中で、禁止行為に対し注意や警告等を行いました。また、パトロールに引き続きまして、営業拠点にも出向き、責任者と直接面談し、是正指導いたしました。さらに本年度につきましては、原田支部も浜地内でパラソルなどのレンタル事業を展開され、無許可事業者に対して一定の抑止効果があったと考えてございます。

御質問の三者協議の件につきましては、佐々木議員の質問に市長から答弁いたしましたとおり、長年進展していない浜の健全化について、その問題を洗い出すということで始めて、関係者、先ほどあった浜地での無許可で営業していると思われる2業者を中心に議論を重ね、実効性のある条例改正を目指していきたいと思っております。

続きまして、下田市海水浴場に関する条例第6条の禁止行為の規定遵守に対する実効性の確保につきましては、地元区の意向も踏まえた上で、議員おっしゃったとおり、実効性のあるものとするために地元区と共通の認識を持つ協議を重ねた上で、条例改正も含め、海水浴対策審議会におきまして関係各所の御意見、御参加を頂き検討してまいりたいと考えてございます。

また、白浜大浜海水浴場におけるバナナボートの営業につきましては確認されませんでした。また、舞磯浜につきましても海水浴場開設期間においては地元支部よりトラブル等の報告は受けてございません。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 沢登議員、よろしいですか。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 新型コロナウイルス感染症に伴う給付金、助成金等がなされてまいったかと思うわけです。休業補償については20万円の補償をして、99.9%実施されてきた、伊豆新聞紙上でも報告がされてまいっておりますが、具体的に市が提案した措置はどのような今日実績になっているのか。3万円の5,000でしたか、事業所へのこの予防の措置等は何件申込みがあって、どういう事態になっているのか。そしてまた、国が行っております持続化給付金、法人200万円、個人100万円と、こういうような事情があろうかと思いますが、いわゆるコロナ対策のために国及び県からこの下田市に幾らの金が入っているのかと。そしてそれらの金で十分対応ができていないのか、できていないのか。できていないところはどこだ、こういう質問をしているわけであります。具体的には、生活困窮者自立支援事業等も進めていようかと思うわけです。また、国保や介護保険や等々の改正、傷病手当の新たな制度もつくられていようかと思いますが、これらの申請があったのかないのか。そして、これらはどのような形で市民に知らしめているのか。

それから先ほど言いましたように、市民劇場はPCR検査をするのでやらせてくれと、こういう申出があった。そうでなければ会がなかなか会費を集めても上映できなければ存続できないと、こういう事情に迫られていようかと思うわけです。こういう文化、スポーツの、下田の、あるいは賀茂地区の文化、スポーツを推進している団体が大変コロナで困難な状態に陥っているということは明らかであろうと思います。それらに対して一定の措置をなぜ取らないのかと、こういう質問をしているわけです。この質問に対する回答は全くないと、ぜひともそういう意味では、会場の使用料や、それを減免するようなことは早急に検討をしていくべきだ。

そして、これらのことは3人の議員で提案したものや、議会全員で市長に出した提案書の中には、それは前市長がもしれませんが、記載がされている、要望していることなんです。それらのものが全く予算措置をされていないということはどういうことなのか。こういう憤りさえ感ずるような予算案になっているんじゃないか、こういう質問をしているわけであります。それに対する市長の決意を含めて、御回答頂きたいと。担当課の教育委員会のほうでは一定の予算措置を要求したと。しかし、それらが実現されていない。こういう実態は財政係ないし市長がその予算を待ったにかけた、こう考えざるを得ないわけであります。どうしてそういうような対応を取ってまいるのか。

それからコロナ対策としては、第2次、第3次を考えますと、どうしてもこの賀茂、下田でコロナ感染者を出してはいけない、こう思うわけです。そうしますと、メディカルセンターで行っております、この9月1日から抗原検査の機器を入れて、そういう体制をつくったところが聞いてみますと、救急車で搬入された方の検査をすると、お医者さんの診断の下に検査が必要だという人をやるんだと。保険適用等々でやるんだと、こういうことだろうと思いますが、やはりそういう意味では訪問看護をしたり、訪問介護をしたり、幼稚園の先生、保育所の先生、あるいは介護保険に関わっている人たちの検査を定期的にして、感染の拡大を防止していくというような措置が私は必要ではないかと思うわけです。そういうことのために、この国から来てる緊急、地方創生の資金を、1億円も財政資金に積んでおくのではなくて、市民のために早急にそれらを使うという、こういう姿勢こそ必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

それから、次の点でございますが、海水浴場については条例も含めて検討して改正するんだと。しからば、どこを改正するのか、改めてお尋ねしたい。私は改正することも、タトゥー等を含めて必要なところもあると思いますが、むしろ条例に書いてあることを実施してこなかった責任をどう取り、それが実施できるような仕組みをつくるのかということがポイントだと思うわけです。パトロールが一定の成果を上げている以上、レスキュー隊と同じような専門職を雇って、パトロール隊をきちり確立をしていくと、こういうことこそが今求められていることではないかと思うわけです。事務をしている職員に、あるいは課長さんに、土日2時間、あるいは1時間半、パトロールやってくれと、こういうことでは決してこの解決がつかない事態になっているのではないかと思うわけです。

罪人をつくるための条例ではなくて、実際に不法営業が行われないような実態を考えればいいと思うわけです。そうすればパラソルの持込みやサマーベッドの持込みを、持込みをさせない。あるいは持ち込んだ者はそれを使わせない。お客さんにきちりと連絡をして、宣伝をして、そういうものを借りないような措置をみんなですていく、こういうことが必要ではないかと思うわけです。伊豆急ホテルやプリンスホテルを含めて、あるいは民宿の人たちを含めて、白浜地区全体でそういう体制を、どうワンチームをつくれるかということが課題ではないかと思うんですけれども、そこら辺の見解について改めてお尋ねをしたいと思いません。

それから、新庁舎につきましては、統合政策課長から御答弁頂きましたけれども、どの点をどの点から検討しても、今のままこれは推進することができないと。安全対策の面でも、

経済上の問題でも、そして緊急防災・減災事業債を借りるという、この体制からいっても、入り口の土地がきちり確保されていないこの現状の中でこれらを進めるということは、まさに破綻の道を進んでいくということに私はなるんだろうと思うわけであります。開発許可申請も出していないものがどうしてできるんだ。この一般的な常識が議会の場や皆さんの議論の中で認識されていないと。推進していけばできるんだと、こういう考え自身がおかしいんじゃないかと。もう一度、立ち止まって、きちり自分の足元を見詰め直していただきたいと、このように思うわけであります。

そして、緊急の防災につきましても、避難所につきましてもは一定の検討がされて、対応ができそうだと、大変喜ばしいことかと思いますが、この九州を中心としますこの期間の状態の中では、自主的に旅館等をそれぞれの人が自らの費用で借り受けて避難所にしていると、こういう報道もされていようかと思うわけであります。学校施設だけではなくて、観光地として旅館、ホテル等もあるわけですので、やはりこの避難場所の生活の質をきちり確保するという意味では、そういう点まで含めて検討を頂きたいと思いがたかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（小泉孝敬君） 市長。

市長（松木正一郎君） 若干、私のほうから触れさせていただきまして、その後、担当課長から詳細はお答えいたします。

まず2点。1つ目が、文化、スポーツ、こういったことに対して市長の考えはと、こういうふうなことでございましたので申し上げます。このまちの魅力、このまちに帰ってくるのか、子供たちが、このまちはいいまちなのかと言ったときに、文化、スポーツの基盤というのは重要だと考えております。しかるに現在、施設は老朽化し、その補修もずっとなされていません。こうしたことではこのまちの文化、スポーツというものは継続できない。したがって、あらゆる意味で予算を確保することが重要と考えております。

今回のコロナに伴います一時的な支給というレベルではなく、文化、スポーツにどの程度、貴重な市の予算を振り向けるべきであるかについて、今後しっかりと御議論申し上げたい。特に昨日も申し上げましたように、各種観光施設も相当老朽化しておりますので、こうしたものの保全計画をしっかりと作りまして、その上で皆様のほうにお諮りしたいというふうに考えております。

今回のコロナ対策につきましても、第1段階、第2段階、第3段階という形で予算化しております。第1段階が生活支援、生活困窮の皆様にはまず何とかこの急場をしのいでいただくということで最初の予算化をいたしました。第2弾としては教育や経済といった分野に

予算をおつけいたし、そして今回は新しい生活様式、あるいは新しい観光という意味で、トイレの洋式化ですとか、オープンカフェの社会実験とか、そういったことに向けているところでございます。

この順序でやっている中で、生活支援等につきましてはセーフティーネットという別のものがございますので、こちらで対応し、それから教育や文化につきましては、各種ソフトの対応で何とかしようと。先ほど申し上げましたように、その主催団体と協議をし、様々な工夫をして乗り切っていこうというふうに考えております。これで少しでもコストを抑えながら、それでも皆様と工夫して乗り切るという考えでございます。

庁舎につきましては、議員御指摘のとおり、このまま進むのはどうかという、そういった御意見、多々頂いております。しかしながら、現在まではこれまでの民主的な決定を尊重するとして、これまでの流れを止めても変えてもいません。したがって、現計画で何とか開発行為、開発行為に関する許可、頂くということで、関係機関と協議、調整しているところでございます。

今後そうした皆様の御意見を頂戴した上で、リスクについても分析した上で、場合によっては止まることもあるかもしれませんが、それはその後の話でございます。それが今回10月ぐらいというふうにお話ししているところでございます。それまでは今のこれまでの考え方を基本として、事務手続を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

産業振興課長（樋口有二君） 議員のほうから、これまでの給付金などの事業の実績についてということと言及がございましたので、お話をさせていただきます。

まず20万円の休業要請をした一部業種につきましては、最終的には510件、当初500件を見込んでいたんですが、510件となっております。あと3万円のほう、感染予防分につきましては836件ございました。なので、こちらについては510件のほうが1件20万円ですので1億200万円。こちら感染予防分が3万円ですので2,508万円というのが交付金額になっています。

また、各種県の制度、国の制度についてですけれども、最終的には持続化給付金などはインターネットで手続をすることにはなっておりますので、必ず市や県を通じてやるものではございません。基本的にはそちらの御案内をするのが市の役目でございます。基本的には申請者さんが国に直接インターネット上で手続をしていただくものでございまして、その件数については、こちら側では把握はしておりません。ただし、目安となる相談の件数として

は、商工会議所さんのほうには100件以上、そういった資料など、必要書類についてお問合せがあったところでございます。実際に産業振興課のほうにも日々お問合せは来てございます。なので、あとそちらについて個人は100万円、法人は200万円という上限がございますが、幾ら実際に給付されるかというのも、その申請者の条件次第というところもございまして、こちらの金額が幾ら下田市に来たのかということは、すみません、こちらのほうでは少し把握が難しい点でございます。

これらについて、それで足りるのかというお話ですけれども、現在もこちらの持続化給付金や、ほかにも雇用調整助成金ですとか、家賃の補助などは現在も申請を受け付けております。なので、当然足りないよという事業者様がまだいらっしゃるようでしたら、ぜひそういった制度を積極的に使っていただきたいと思っています。

残念ながらインターネットの入力のサポートセンター、道の駅にあったものですが、こちらのほうは既にそのサポート期間が終了しておりますので、皆さん、御自身のパソコン等々、インターネットの環境でやっていただくことにはなるんですけれども、まだ1月まで申請を受け付けておりますので、ぜひ積極的に利用していただきたいと思っています。

先ほど市長からもありましたとおり、こちらの給付をすることは、もうそういった制度を使っていただくということより、市としましては、これからウィズコロナの時代で、強い経済で自分たちで回していくということを我々としては主眼に置いてございます。なので、そういった新しい環境への対応ですとか、そういったことにこのコロナの交付金ですとか、そういったことを予算を使わせていただくということで、現在もそういった新生活様式、そういった設備を整える補助ですとか、そういったものを展開させていただいているものでございます。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） それでは、私のほうからは、医療関係の方々、それから介護の関係の方々などの検査体制のこと、それから国保、介護等の減免について答弁させていただきます。

まずPCR検査、それから抗原検査でございますけれども、現在、下田におきましては、おかげさまで発生していない状況の中、この検査体制につきましては、発症から9日目までが検査結果が判定ができる時期となっております。よって緊急性の高い救急外来の患者に使うことが有効というふうになっております。近隣の市でも幾つかクラスターなどが発生した

際に検査をしているというのが承知しておりますけれども、仮に一度PCR、それから抗原検査を行ったといたしましても、また翌日感染するというふうな事例もございますので、検査につきましては発症から9日目までが検査結果が分かる検査となっておりますので、御理解を頂きたいと思えます。

続きまして、国民健康保険税、後期高齢者医療保険税、それから介護保険料などの減免や納税の猶予などにつきましてですけれども、周知の方法といたしましては、保険証の送付、こちらを7月、それから8月頃に行った際、チラシとして入れさせていただいたこと。それから納付書の際の通知のほうにも郵送の中に入れさせていただいたり、それからホームページなどでもちょっとやらせていただきました。現在、市の税務課のほうの市税のほうの相談と併せて連携をさせていただき、できるだけ対応させていただけるようにしているところでございます。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

観光交流課長（長谷川忠幸君） 今の条例の関係なんですけど、弁護士の先生に伺いますと、やはり警察との協議をしながらということで、今の条例だと検挙まで至らないのかなということでございます。

それで、今回はコロナ対策がございましたので、遊泳の禁止事項に加えて、海水浴客の皆様にも守っていただくルールとして、施設の勧誘や販売促進行為の利用はしないということ看板つけてうたっています。ただ、周知徹底がされていなかったという反省もございまして、その辺は来年に向けて反省の中で、ちょっと確立はさせていただきたいなと思えます。

あと、この条例改正につきましては、議員おっしゃったように、地元の意向とか、いろんな地元の方、巻き入れて、地元の共通した意向も見据えた中で、条例をつくって、それが実効性があるような条例にするための法的手段とかを加えながらやっていきたいということで、地元の意見がどうなのかというのを伺っていきたいということで、また地元の方にも協力を頂きたいということを思っております。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

防災安全課長（土屋 出君） 旅館、ホテル等の検討ということでございますけれども、現在、旅館、ホテルとは協定を結んでいますので、その台風または災害の状況においてはお願いすることとなっておりますので、よろしく申し上げます。

議長（小泉孝敬君） 質問者にお尋ねします、ここで休憩取りたいと思います。よろしいですか。

1時より再開したい、1時まで休憩、よろしいですか。

13番（沢登英信君） 何分残ってますか。

議長（小泉孝敬君） 沢登議員、あと11分でございます。

じゃあ休憩といたします。よろしくどうぞ。

午後 0時 1分休憩

午後 1時 0分再開

議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

当局の答弁は終わっていますので、質問のほう、再確認しますが、沢登議員、残り11分でございます。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 御答弁ありがとうございました。

議長（小泉孝敬君） 沢登議員、マスクを。

13番（沢登英信君） コロナ対策の下田モデルをより一層推進していくためには、やはり私は保健所の強化、そしてその保健所の強化の内容は、検査体制を強化していくことが大きな1つではないかと思うわけです。それで、そういう意味ではメディカルセンターにルミパルスG600 という機械も協力して購入したわけですので、やはり検査が必要な方、例えば妊婦さんとか、先ほども出ました訪問介護・看護をしている方とか、学校の先生だとかを含めて、その方が感染しては周りに感染を拡大していくと思われるような方々を定期的に検査ができるような、そういう仕組みをぜひつくっていただきたいと。そういう体制ができつつありますので、あとはその検査するための費用を市長のほうで予算化してくださるかどうかと、こういうことになってこようかと思しますので、ぜひともそういう検討を頂きたいと。そしてそういう方向というのは、先ほど井上課長から御答弁頂きましたのは、症状出た人を検査していくことが一番確実性があるんだと、これは国の見解がそうだろうと思うんですが、長崎県や東京世田谷におきましては、そういう国の見解ではなくて、検査が必要なんだと、PCR検査をしていこうという、こういう体制を組んでいるわけですので、そういう自治体の例を見習っていただきたいと、この点はどうかと、再質問したいと思います。

それから、市長が文化、スポーツは大切に、心を砕いてくださって大変心強く思います。しかし、このハード面だけではなくて、今必要なのはソフト面でのこの応援だと思うわけです。そういう意味では、文化団体やスポーツ団体が存続の危機に瀕していると言っているかと思うわけです。市民劇場も、ある場合には解散の危機を迎えるのかと、こういう財政的に状態になっていようかと思しますので、数百万円から1,000万円程度の予算を組むことができれば、これらのソフトの面も十分可能性がありますので、ぜひとも御検討頂きたい。といいますのは、財政的にも当初1兆円の国のお金のうち7,000億円しか使っていないわけです。あと3,000億円は残っている。第3次、第4次としてそれらのものが各自治体に交付される可能性はあるだろうと。さらに国は御案内のように10兆円もお金を、このコロナ対策のために予備費で取ってあるわけです。このお金を国民のため、市民のために使ってくださいと、こういう具合に県を通じて国に言っていただくと。こういうことになれば、今もっともコロナ対策に必要な予算を市としても確保できると思うわけです。そういう意味では、ぜひとも文化、スポーツ関係におきます使用料の減免とか、免除とか、あるいはそういう団体への支援金の給付だとか、そういうことをしていただきたいと思うわけです。

そして、観光協会の職員のお話もしましたが、市の職員の、臨時職員ではないですね、今、任用職員というんですか、あの職員の方々の学校が休むことによって給与が減っていると、報酬が減っていると思うわけです。その人たちの働く人たちへの支援という観点が残念ながら全くないんじゃないかというのが私の指摘したいところでございます。できるできないはいろいろあるかと思いますが、それらの点の給付の実現をしていただきたいと思えます。

それから、教育長から御答弁頂きましたけれども、一斉休暇が全く政治的な見解で行われたんではないのかと。まさに教育が政治的な見解ではなくて、やはり子供たちの教育権をどう守っていくのかという、こういう観点での議論をお願いをしたいと思うわけです。当然そうならば、コロナ対策本部で決めたというようなこと、あるいは教育委員会を開催せずに、その後で、決定した後で、教育委員にこういうことになりましたと連絡する、こういうことであってはいけないと思うわけです。やはり学校保健法等に基づいて感染症の対策はどうするかというのは法的に定められているんじゃないかと思うわけです。学校保健法等に基づいて、どう休校したらいいのか悪いのか。休校した場合にはこういう手当てが子供たちに必要なんだと、こういう議論がぜひしていただきたかったと思うんですけれども、実際はされたのかもしれませんが、教育長の答弁の中では、そういう具合に伺えるような内容がな

かったかと思うわけです。事実はどうであったのか、再度お尋ねをしたいと思います。

そして、単に時間数を確保すればいいということではなくて、やはり夏休みというのは友達と海水浴へ行ったり、いろんな行事があったり、教育の大きな時期だと思うわけです。それが全く自宅に閉じ籠もれと、こういう形であったかと思しますので、再度見解をお尋ねをしたいと思います。

そして、今、特にテレビ等でやっているのは、大学生が。

議長（小泉孝敬君） 沢登議員、あと残り5分です。

13番（沢登英信君） 大変な事態になっていて、鬱病にもなっていると。もう休学しようかと、学校辞めちゃおうかと、こういう事態にもなっているという報告があるかと思いません。こういう精神的な支えがどういう仕組みになっているのか、再度お尋ねしたい。

それから、この海水浴場につきましては、不法営業者が枠組みを幾つ使って何本のパラソル立てていたのか、佐々木さんの写真に写ってましたけれども、これらのことは、やはり罪人をつくるのではなくて、不法なことはやらせないという仕組みが必要ではないかと思うわけです。その点について、どういう経過でこのパラソルが立てられて、どういう実態だったのか。何平米の区画を使って、何本のパラソル立てて不法営業やっていたんだと、それが誰なんだと、実態をはっきり把握して明らかにしていただきたいと思えます。

そして入札の不調が、オリンピック等の資材の高騰に、人件費や資材が高騰したためだと言うんなら、来年の8月のオリンピックが終わるまで、この事業を進めると大変な膨大な費用がかかる。こういうことを暗に言っているということになりますので、課長としては来年の8月まではこの事業は進められないと、こういう結論になろうかと思えますけれども、どんな見解をお持ちになっているのか、再度お尋ねをしたいと思います。

議長（小泉孝敬君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） 先ほどの検査体制の拡充でございますけれども、8月下旬ぐらいから国のほうからインフルエンザ流行に備えて、この秋から冬にかけて、やはり発熱、新型コロナウイルスの症状に似た発熱の患者さんが相次いで、検査を希望することが急増するおそれがあるということで、国のほうでは現在、検査体制の抜本的な拡充が今予定されているようです。まだ本日現在では具体的などころまではちょっとお示しできないんですけれども、そちらのほうとの兼ね合いもございますので、今後、御意見のほうは頂戴したいということで承らせていただきます。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 教育長。

教育長（佐々木文夫君） 沢登議員の質問ですが、まず政治的な配慮の中でというお話がありました。やはり私たちが一番心配したのが、子供たちに感染をさせないと、そういう観点から、先ほど来から話をしています、学校と協議をして。当然、学校保健法、感染に対しての話も学校としては養護教諭と関係の先生方と、その辺も十分議論をさせてもらって、先ほどのような結論になったと。なかなか時間的な、私の答弁でどうしても時間的なことがあります。詳細についてはちょっと説明できなかったわけですが、本当に子供たちに感染をさせないための方策として、いろいろ議論をさせていただきました。その中で休業を決定したということで御理解を願えたらと思います。

あと時数の確保については、文科省のほうについても、これも先ほどお話しした学習指導要領というのがあって、教育課程の中でそれぞれ各教科の年間に勉強しなければならない時間というのがあります。例えば中学校でいくと1,015時間を各教科ごとに割り振られた時間があります。そのことについて、学校のほうとしても議論して、年度内で何しろ補填してこうと。文科省につきましては次年度に繰り越してもいいと、今回のこういう場合のみ特例でというお話もありましたが、何とか1年、この中で補填あるいは学習の保障をしようというようなことで、やむなく夏休みを、あるいは冬期休業を短くしながら、年間の見直しをさせてもらいまして、授業時間を確保するために休業を短くしたということで御理解願えたらと思います。

私から以上です。

議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

観光交流課長（長谷川忠幸君） 今回の白浜大浜及び九十浜、棹の関係なんですけど、コロナ感染症拡大防止のためということで、ソーシャルディスタンスを確保するために設置したものでございまして、その議員おっしゃる違法の業者のためにやったものではないということで御理解を頂きたいと思います。

パトロールの中で、そこに設置というか、置いてあったということで、撤去という流れになるのかなと思ったんですけど、ただ、そこには人がいなくて、どういう目的のために置いたというのがなかなか判断できなかったもので、そこではなく、店舗に行って、指導者のほうに是正指導を行ったという状況でございます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） まず文化振興の関係の臨時交付金等のお話でしたが、臨時交付金につきましては、仮にそれをなりわいに行っている、それで生計を立てている方々に、休業要請等に協力した場合とか、例えば新しい新生活様式に取り組んでいただいている場合に推奨するものであると考えております。あくまでもこれ、例えばですが、そういった文化を振興する方々たちが動画配信活動するなど、新しい生活に向けた、そういった取り組んでいくところに協力していくものと思います。市長からも申し上げておりましたとおり、とはいいつつ、下田にとってそういった文化振興、スポーツ振興というものは大事で、大切であると考えていますので、そういった面から支援を考えていくのかなと思っているところでございます。

続きまして、全体的な給付金、働く人たちへの支援につきましては、こちらも市長からありましたけれども、国のほうでは様々なセーフティーネットが設けられております。その上で、これからはその土台となる経済とか観光、そういうものの土台を支えていくことが必要とあり、そういった組立てで臨時交付金を活用していきたいと考えております。

建設事業の入札不調に関しましては、オリンピック等の人材とか資材の高騰によるという説明をさせていただき、繰り返しになりますが、様々な議員の方々に御指摘を頂き、今回、今年度増額を頂き、その中で落とせる資材等は落としつつ、その価格の頂いた予算以内で工事を進めていきたいと考えておりますので、8月に、このオリンピックにかけてというところもございますが、状況については同様と考え、その範囲内で設計をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 答弁ないですか。

沢登議員、マイクをちょっと使って。

13番（沢登英信君） ……そういう質問に対しての返事はどうなんでしょう。

議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） すみません、議員のおっしゃられたのは3次補正で、それは国の補助の対象となった分について、その上乘せした部分について今後下りていくという枠組みの中で設けられてくるので、そちらについては、今までのちょっと臨時交付金と一種、種別が変わるものとなっております。

議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 海水浴場の板見のこのバナナポートが今年廃止になったというのは

地元の人たちや、皆さんの努力の結果がそこに結実したものだと思うわけです。今後もバナナボートが板見の港で、漁港でやられないように頑張っていたきたいと。

それと同時に、先ほど言いましたように、条例上、罰則を使って、罪人をつくるという、こういう方向ではなくて、実態的にはこの不法営業をさせないという、この取組というのは今の条例で十分できるわけです。その体制を取ってこなかったのではないかと私は思うわけです。パトロールにしても、やはり専門のパトロールをきっちり雇って、体制をつくっていく。こういうことが必要かと思うわけです。そういう体制をつくっていくためには、単なる協議会ではなくて、今年市長が先頭に立ってリーダーシップ振るったように、むしろ特別会計、あるいは一般会計でも結構ですけど、市が直接これを担うと、海水浴の安全や不法営業対策については市が直接担当して頑張るんだと、こういうことでいえば、補助金で夏期対策協議会の補助金を出すのではなくて、むしろ各支部から負担金を頂いて、市が特別会計を持って、市の責任においてパトロールから、この不法営業対策をいろんな人たちの協力を得て実行していくと、こういう枠組みに変えていくべきではないかという具合に思うわけです。ぜひともそういう検討をしていただきたいと思いますと思いますが、現状をどのように市長及び担当課長はしているのか、再度お尋ねをしたいと思います。

議長（小泉孝敬君） 市長。

市長（松木正一郎君） 担当課長の前に私の市長のほうから、今、議員のおっしゃった支部から負担金を頂いて、それをもって市がという、この思い切った御提案でございますけれども、これにつきまして、市だけでももちろん答えられるものではないものですから、今後、事務局のほうに持ち帰りまして、今後、支部の方と一緒に考えていきたいと思っております。例えば今回のコロナに対応しては、相当なコストが発生しております。御承知のとおり、毎週入り口を限定したところに市の職員が立ちまして、そこで輪っかを配って、その体温の検温をしたり、呼びかけをするというのを区の方と一緒にやらせていただきました。区のほうは多分支部ということで会計があると思っておりますけれども、それとは別で、市は普通に市の財源の中からそれを手当したわけでございます。したがって、コロナのこの収束が見えない段階では、来年度以降もこうしたコストが発生することは十分考えられます。したがって、その海水浴場の持続可能性のためには、今御指摘のあったような経営面をどうするかといったことについては思い切った切り込みが必要になるかもしれないというふうに考えております。これは先ほど、今申し上げましたとおり、事務局のほうでしっかりと検討してまいります。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

観光交流課長（長谷川忠幸君） 体制のほうなんですけど、市長おっしゃったように、体制を考えていくということなんですけど、議員おっしゃった専門的なのということも、今までもいろいろ探ってはいたんですけども、なかなか見つからなかったと、そういうところが実情でございまして、最終的には実効性のある条例ということを目指す中で、いろいろ模索しながら皆さん、一緒にやっていきたいと、そのように考えてございます。

議長（小泉孝敬君） 沢登議員、あと1分です。

13番（沢登英信君） 要望して終わりますが、夏期対のこの点については、海水浴条例の改正等も、ぜひともこの強い関心を持っている議員も数名おりますので、パトロールしている議員もおるわけで、またこの条例に基づく審議会を立ち上げるということですが、審議委員の中にも、ぜひともこの議員を加えていただいて、そして審議をしていただいたらどうかと。いろんな意味でのワンチームということでは、単にチェックするだけの議会という形ではなくて、実際にそれらをリードしていくという観点も含めて、そういう選定をしていただいたらいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

観光交流課長（長谷川忠幸君） 審議会の委員につきましては、平成12年でしたか、議会から申入れがございまして、審議会等には議員を推薦するなという申出がありますので、その辺は御理解頂いて、入れないということでございます。

議長（小泉孝敬君） 沢登議員、よろしいですか。

これをもって、13番 沢登英信君の一般質問を終わります。

次は、質問順位7番、1、放課後児童クラブが開設されていない学区の開設計画と進捗状況、問題点について。2、災害時の停電を防ぐための予防伐採について。

以上2件について、3番 鈴木 孝君。

〔3番 鈴木 孝君登壇〕

3番（鈴木 孝君） 公明の鈴木です。通告に従い順次質問をいたします。

最初に、下田市の放課後児童クラブについて伺います。

放課後児童クラブは、小学校に就学している児童で保護者が就労により昼間家庭にいない子供や、疾病、介護等により昼間家庭での養育ができない子供を対象として、適切に遊び、生活の場を提供し、支援することで子供の健全育成を図ることを目的とする事業であります。

下田市としては全ての学区に放課後児童クラブを開設する方向で進んでおり、下田、稲生沢、朝日、大賀茂、浜崎地区に開設されておりますが、稲梓、白浜については開設の準備中であり、開設されていない学区においては計画的に進められていると思いますが、人口減少、少子高齢化を食い止める意味でも一日でも早く子育てをしやすい環境を整えることが下田市にとって非常に大事なことで優先すべきことと思います。

放課後児童クラブが開設されていない地域で子育てをしているお母さんから話を伺ったところ、放課後児童クラブがいつ開設されるのか分からないので子供をどう預けたらよいか、このまま仕事が続けられるのかといろいろ考え、悩んでいるとおっしゃってありました。

開設の予定時期、進捗状況などをしっかりと伝えることが、放課後児童クラブの開設されていない地域の皆さんの今後の生活の不安、不満を和らげることにつながり、今後の生活設計も立てやすくなると思います。現在の放課後児童クラブの開設予定、進捗状況を伺いたいと思います。

次に、台風による停電の未然防止対策、樹木の予防伐採の取組について伺います。

地球の温暖化により日本に上陸する台風も大型化され、毎年のように大きな被害を受けるようになっております。森林の荒廃も手伝い、強風による倒木によって電線が断線し停電が頻繁に起こり、生活に大きな影響を与えております。下田市においても近年台風の影響で頻繁に停電が発生しております。コロナ禍においては電気の使えない生活の負担はさらに増すことは間違いありません。一日も早く対策をする必要があると感じております。

しかしながら樹木の予防伐採と言っても簡単なことではありません。1つは、経済産業省が示す電気設備の技術基準が定められおり、伐採範囲が制限され、思い切った伐採ができないことが上げられます。また予防伐採には時間、予算がかかるため、自治体でも予算を取ることが難しく、民有地であれば所有者の許可を得なければ進めることができません。

このような状況を踏まえ、静岡県では県、電気事業者、自治体の連絡会を開き、円滑に予防伐採を進め、事業者の伐採についても自治体が土地所有者や自治会などとの調整役を担うように要請していく方針が出たようであります。このような県の方針を踏まえ、下田市が予防伐採を進め、電力の安定供給を助け、市民の安全・安心を保つことが責務と感じております。これを踏まえた今後の下田市の事業の進め方について伺いたいと思います。

以上で趣旨質問を終わります。

議長（小泉孝敬君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（松木正一郎君） 私のほうからは、2番の災害時の停電防止に関してお答え申し上げます。

台風等大型の災害が毎年頻発する中、停電は市民生活に大きな影響が及びます。これをその都度、伐採するのではなく、対応するのではなく、あらかじめ伐採をしておく予防伐採ということは市民生活を守る上で極めて重要と認識しております。

議員御指摘の連絡会は、8月27日に静岡県賀茂地域局が主催で開催されました。私も3月まではこの地域局にいたものですから、沼津土木事務所が昨年度実験的にやりました予防伐採につきましても十分承知しているところでございます。予算の問題、それから所有者の課題、様々ございます中、今後この連絡会を活用して、下田市としましては地元の調整役としてしっかりと連携を強化し、対応を進めてまいります。

詳細については課長から御説明申し上げます。

議長（小泉孝敬君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） 私のほうからは、放課後児童クラブの関係についてお答えをさせていただきます。

放課後児童クラブにつきましては、平成30年9月に策定されました国の新・放課後子ども総合プランにおきまして、2023年、令和5年度までの計画期間中に全ての小学校区での実施が目標として掲げられております。本市といたしましても、本年3月に策定いたしました第2期子ども・子育て支援事業計画におきまして、令和3年度から稲梓小学校区、令和4年度以降に白浜小学校区での実施を目標としており、今定例会の補正予算におきまして、稲梓小学校放課後児童クラブ開設準備に係る経費を計上させていただいているところでございます。

稲梓小学校の放課後児童クラブにつきましては、本年7月、保護者を対象に利用意向等についてのアンケート調査を実施させていただき、対象児童数60名中14名の保護者から利用希望がございました。今後11月の保護者参観会の際に説明会を開催し、周知させていただくとともに、使用する教室の改修や支援員の確保等、令和3年4月の開設に向け、準備を進めていく予定でございます。

白浜小学校区につきましては、現状、学校に利用可能な余裕教室がないことが課題となっております。今後、自校内での開設を基本としつつ、近隣建物の利用も選択の1つとして、学校等と具体的な検討をしていきたいと考えております。

放課後児童クラブは子育て支援における重要施策の1つであり、全ての小学校区での早期実施に向け、推進していきたいと考えております。

私からは以上です。

議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

防災安全課長（土屋 出君） 私のほうからは、予防伐採の今後の下田市の事業の進め方についてお答えさせていただきます。

台風等の風水害に伴います大規模停電の主な原因は、倒木等による電柱倒壊や断線等であることから、停電対策として配電施設の周囲に繁茂する支障木の予防伐採を推進することは非常に有効な手段と考えます。しかしながら、電柱や電線がある場所は道路などの市有地よりも民有地のほうがはるかに多く、土地所有者の理解も必要になり、時間や予算がかかるため、進んでいない状況です。防災上の観点から、停電は市民生活に多大な影響を及ぼすため、避けたい事態の1つではありますが、費用負担の公平性を考慮しますと、慎重に検討を進める必要があると考えております。

今後はこの検討会を活用して、建設課、産業振興課と協議の上、停電対策の必要性が高い箇所から進められるよう、県や電線管理者とともに予防伐採の対象範囲や役割分担等を検討、協議してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 3番 鈴木 孝君。

3番（鈴木 孝君） 昨年の6月の一般質問で、私が放課後児童クラブの開設の早期開設をお願いしましたが、そのとき答弁で、支援員の不足というものが一番の開設の妨げになっているということをお聞きしたんですが、その点について、稲梓で開設するということが決まったということは、問題が解決されたのかなと思うんですが、その点の問題点について伺いたいと思います。お願いします。

議長（小泉孝敬君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） 支援員の関係でございます。支援員につきましては、放課後児童クラブについては2名が常時必要という形になります。実際的には月曜日から土曜日まで開設をしておりますので、3名の支援員の方でシフトで回すような形になっております。また、支援員の関係はこれからまた募集等をかけ、お願いをしてとところですが、本年から開設しました浜崎小学校の部分についても確保が何とかできましたので、引き続きそこら辺を確保できるように努めていきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 3番 鈴木 孝君。

3番（鈴木 孝君） 放課後児童クラブの件ですけれども、そうしますと、ただ、今の時点ではなかなか、稲梓は決まったんですけれども、白浜のほうはなかなかまだ完全に決まっていなような状況だと思うんですけれども、伝える方法というか、もう少し書面なりで地域の方に今の状況とかを伝えてほしいと思いますけれども、その点はよろしくお願いします。

あと、予防伐採のことなんですけれども、今回、台風による停電の未然防止ということで質問させていただいたんですけれども、下田市においてはちょっとした大雨程度でも停電が起こっております。近年、大分頻繁に起こるのが当たり前のようになってきたんですけれども、私の感覚ですと、特に稲梓、白浜、この辺が、ああ、また停電したなという感覚があるんですけれども、ちょっと僕も稲梓や白浜のこの山の中までしっかりと調べたわけじゃないんで、何とも言えないんですけれども、例えば白浜の旧道のところを車で通って、見てみたりするんですけれども、電線と木が触れているという程度の問題じゃなくて、もう木の中に電線が通ってるような感じなんです。これだと、もう絶対停電するよなという感じがするんです。結局、趣旨質問の中で、経済産業省が示す電気設備の技術基準が定められているので、伐採範囲が狭められているということを私、申し上げたんですけれども、その技術基準の範囲どころか、もう完全に木の中に電線が埋没しているような状況だと思うんです。そうなってくると、もう何でしょう、電気事業者が完全に電線のことについて、しっかりと管理をされていないような状況じゃないかと思うんです。大きな台風が来て、大きな木が倒れたというのであれば、何となくこれはしょうがないなというところもあるんですけれども、完全に設備というものがちゃんと見られていないような状態になっていると思うんです。ただ、そこが民地だったりするのか、いろいろなことがあると思うんですけれども、せっかく会議が県と事業者と持たれたということで、これ、必死に訴えかけないと、これ、いつになったらできるのかなということがあるんです。結局、市民の方が電線と完全に接触しているよなと言っても、電気事業者にどういうふうにして伝えればいいのかどうかも全然分からない状態で、ただ、大雨や風が吹いたり、台風になったときには、やれることは停電しないようにって祈るしかないみたいなのところがありまして、どうしていいかが分からない状況なんで、そうするとやっぱり頼れるのは市や国や県がとにかくどうかしてほしいという、それしかないと思うんです。

その状況をどれだけ必死に伝えるということをしないと、ただ、何だろう、ここは民地だからとかというところで止まってしまうと、もう台風はこの9月、10月になってくると、また確実に日本列島を襲ってくると思うんで、やっぱり早急にこれ、どうかしなきゃいけない

いなという感じがするんですけれども、何年後かにはどうにかするという程度だと、また同じ被害が起こってくると思うんですが、それについて何か早急に、まず大きな木とかじゃなくて、今の状況をしっかりと市が把握して、伝えるすべがあるのかということをお聞きしたいと思います。

議長（小泉孝敬君） 建設課長。

建設課長（白井達哉君） すみません、道路管理者の立場としてちょっとお話をさせていただきますけれども、御指摘の白浜の旧道はじめ、本当に電線にもう触っている木とかもございます。電気事業のほうで、経産省のほうで範囲が決められているというのと同じように、本来道路のほうでもその道路の中で建築限界というんですけど、道路通行に支障を来す部分がどこまでかという規定があって、そこにはみ出ている分を道路としても切ると。それを言っていたら、それぞれ狭い範囲での話になってしまいますんで、電気事業者も道路管理者も、その規定の部分以上にお互いが広めに広い範囲を切っていこうというのが、この予防伐採の考え方と理解しています。

実際、電線に触りそうな部分ですと、道路管理者のほうで切りたいと思っても、やっぱり電気、感電等の問題もあって、本当に触りそうな部分は基本、電気事業者にお願いしているところなんですけれども、市民の方、困ったなというときには、東電さん、ここ下田市内だと東京電力さんなんですけれども、そこに言っているのか、言うところが分からないとかということであれば、市役所に御連絡頂いても、こちらから電力会社のほうにお話しするとかということとはできると思います。

この連絡会としての形というのは不定期で今後行われると聞いていますけれども、そこで実はこういうやり方をすれば、お互いに少ない費用でより効果の高いやり方ができたよとか、そういうことの情報共有の場になればいいなということもございますけれども、その連絡会とは別に、近々、東京電力さんと道路管理者の部分と防災の関係、担当者レベルでの打合せをやろうという話もあるみたいですので、また私たちが停電とか防災、重要だと思っておりますので、そちらについてはできる対応をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 3番 鈴木 孝君。

3番（鈴木 孝君） 市民の方も例えば木が覆いかぶさっていても、ちょっともう諦めちゃっているところもあると思うんです。ですから、とにかく一度、状況を見ていただいて、あとどこが実際に停電したのかという原因とかあると思うんです。どの辺りが停電しやすいの

か、そういうところも見ていただいて、対応してほしいと思います。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

防災安全課長（土屋 出君） 先ほど建設課長のほうからお答えがありましたけれども、それに付け加えて、今の点についてお答えしたいと思います。

来週、先ほど建設課長が言いましたけれども、東電のほうから最重要とする箇所、または市道になりますけど、その路線について協議したいというお話がありまして、当然、市としては道路区域内の伐採についてはできることですが、やはり民地の部分については持ち主さんがいらっしゃいますので、その辺についても検討したい。

また、当然停電になりますと、倒木とか木が、枝等が取れて、電線に当たって断線するといった場合に、その今までの範囲を超えた形での伐採なんかも協議したいという話も来ているので、また進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） すみません、先ほどの白浜小学校の部分の御質問でございます。白浜小学校の開設については、まだ具体的には決まっていないところでございますけれども、学校の中の特別教室の使用の方法のやりくりとか、そういったものを今、学校と検討をし始めております。そういったもので、この期間内に、なるべく早い時期に開設をしたいということで進めております。

それから、地域の皆様へその状況についての御説明というか、伝達についても、不安に思っている方が多いということで、機会を捉えて、そういうお知らせをしていくようにしたいと思います。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 3番 鈴木 孝君。

3番（鈴木 孝君） ありがとうございます。

いずれにしても家庭を、今どういう状態で、どういう動きをしているかということをお市民の方に伝えることが、どうなっているんだという不満や不安を取り除くことになりますので、その辺の伝達の方法、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

議長（小泉孝敬君） これをもって、3番 鈴木 孝君の一般質問を終わります。

次は、質問順位 8 番、1、今夏の海水浴場開設の反省と諸問題、これからの在り方について。

以上 1 件について、2 番 中村 敦君。

〔 2 番 中村 敦君登壇 〕

2 番（中村 敦君） 2 番、令和会、中村 敦、議長通告に従い、趣旨質問させていただきますが、前置きしておきますと、質問 8 番目にもなりますと、多々重複する部分が出てくるかと思いますが、関心の高い部分でもありますし、傍聴席に新しい方々もいらっしゃいますので、確認の意味も含めさせて、あえて修正せずにやらせていただきますので、お付き合いのほど、よろしくをお願いします。

では本題です。今夏の海水浴場開設の反省と諸問題、これからの在り方についてです。

市長は就任早々に難しい判断を迫られました。下田モデルの旗印の下、コロナウイルスという見えない敵と戦いながらの海水浴場開設と運営に尽力した市長以下当局と職員の皆様、地元区民と全ての関係者の皆様には心から御礼申し上げます。

初めてづくしの試みでありましたが、市内感染を今のところ出さず、運営も大きく混乱することがなかったのは関係者の努力のたまものであると思います。駅でのサーモグラフィー検温に始まり、白浜大浜の検温とリストバンド配布などは内外に強いメッセージとなり、全国的にも取り上げられ、下田のイメージアップに貢献したことは間違いございません。

また、訪問者への注意喚起につながり、結果、市内感染が出ていないことは大成功と言えるのではないのでしょうか。下田は安全だというイメージは秋の観光シーズンへの弾みにもなると期待できます。

また、各浜の混雑状況の発信などは非常に有効で、好評であったため、コロナ禍でなくてもぜひ続けていただきたいものです。

しかし反面、この特殊な状況での運営によって、改めて浮き彫りになった問題もあります。7 月下旬、本県や隣県のコロナ緊迫度が増した中では、海水浴場の開設と閉鎖で右往左往したこともありました。では、そもそも海水浴場とは誰が何のために設置し、誰の責任で管理するのか、条例の遵守、安全管理、海岸美化と衛生の管理、コロナ警備、治安警備の在り方、新ルールの周知などなどについてです。

市は 2011 年策定の第 4 次下田市総合計画の中の観光振興の基本目標は、自然や歴史をはじめとする下田の魅力を活かし、多くの人を楽しめるまちを目指すであり、実現するための施策の 1 つとして海水浴場の安全確保と健全化に努めますとあります。さらに 2013 年策定の下

田市観光まちづくり推進計画では、世界一の海づくりと命名し、海水浴場については快適で安全な海水浴場を開設しますとあります。

これら基本理念に沿って、今夏の海水浴場開設と運営の反省、課題と対策について問うものです。ひいては少子高齢化と人口減少の中でこそ重要と掲げる関係人口の増に大きく貢献すると思われる海水浴場の、将来にわたり持続可能な在り方についての議論の入り口にしたいと考えるものです。

また、白浜大浜の長年の懸案は決して地元区だけの問題ではありません。市民すらもが目を背けてきた夏のあしき状態を払拭することは、自然を生かしたまちづくりそのものであり、子供たちの地域への誇りの醸成、海のまち下田のイメージアップに直結し、ワーケーションの推進にも移住促進にも通ずると信じるため、全市を挙げて取り組むべき課題と考えます。市長も公開討論会において、「STOP 違法営業」と公約に掲げておりますゆえ、協力して取り組みたいと考えております。

では、まず1つ目、下田市にとって海水浴場とは何でしょうか。何のために設置し、誰がどう運営すべきと考えておりますでしょうか。さきの第4次総合計画と世界一の海づくり、これを実現するために、昨年度、今年度に執行された主な事業とその成果、そして評価について教えてください。

それから、8月22日、ある観光客から白浜観光協会への問合せフォームの中で、メール、言うなればクレームのメールが届きました。それについては当局の皆様もお読み頂いておると思いますので割愛いたしますが、これを読んで市長は、そして担当である観光交流課はどう感じ、改善すべきならどうあるべきと感じたのでしょうか。

2つ目です。観光、つまりは経済とコロナ予防の両立を目指して海水浴場を設置しましたが、これをどう振り返るのでしょうか。市は海水浴場条例を遵守したと言えますか。ごみや流木処理など、海水浴場の美化と衛生について、海水浴条例を遵守したとも言えるのでしょうか。

そして海水浴場について新ルールを設置していただきましたが、分煙、入れ墨露出禁止、迷惑騒音禁止などなどのルールをつくり、看板を設置していただいたことは、これまで時代に取り残された感のあった市内海水浴場の大きな前進と評価いたします。しかし、それが周知徹底されない中では、逆に、少なくとも白浜大浜ではクレームの原因になりました。つまり守っていない人がいる、分煙とか看板に書いてあるのに、隣の煙が飛んできて子供に当たるんだとか、あそこの人たちの音がうるさいんだけどおかしくないですかと、そういうクレ

ームが増えた。では今後、何が必要と考えますか。

そして安全管理の責任者は一体誰なのでしょう。海水浴場設置者の市の役割はどこにあるのでしょうか。それは将来、もしかしたら起こり得る水難事故の訴訟について、そのリスク管理の必要性についてどのようにお考えでしょうか。

また、今夏、ライフセービングクラブの監視活動と、それから地元サーファーと漁師の協力による監視活動、これが行われたわけですが、その違いはどのようなものだったのでしょうか。また、来年も同様な、例えばコロナ禍であった場合には、安定的な監視体制を敷くにはどのようにすればいいとお考えでしょうか。

また、マナーの悪い客はどこにでもいるものです。しかし、人を集める以上は、それは計算のうちでなければなりません。浜地だけでなく、例えば周辺道路の歩道などでポイ捨て、歩きたばこ、入れ墨の露出、あるいは宅地近くでの深夜の騒音などが散見されましたが、これについて新条例の制定や下田市美しいまちづくりを推進する条例、これの改正などで対策する必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

3つ目は、白浜大浜の無許可営業と海水浴場条例改正についてです。白浜・原田区は平成12年から約20年ぶりに、浜地でのレンタル事業を実施し、白浜観光協会は監視を強化したことで、殊、レンタル営業に限っては、例年は浜全域での無許可営業であったが、今年は浜地の半分以上から無許可営業者を撤退させることができました。また、地元区の尽力により例年問題のあった国道沿いの店舗もなくなり、また海水浴場新ルールにより一定の若干の効果は見られました。少なくとも明らかな騒音などについては注意をするという根拠になりました。

また、板見漁港、これについても長年の懸案であった漁港区域への船舶の無許可乗り入れ、そして無許可営業行為に対し、漁協と船主会と協働し、監視と警告を強化し、確固たる意志を見せました。これにより無許可行為、つまりバナナボートを指していますが、これをほぼ封じることができました。つまり今夏は健全化・正常化に対して一歩前進したと言えます。

市民など民間による経済活動により、訪れる海水浴客に利便性を提供することで、利益を生み所得を得て、市は税収につなげる、これが正常だと思います。また、受益者には相応の負担をしていただく、これも正常化の1つと考えます。この正常化なくして将来の持続可能な海水浴場の運営は成り立たないと考えます。

そこで問います。現海水浴場条例での運用と、従来の地元区への管理委託のみで十分と考えられるのでしょうか。

今夏もパトロールをしていただきましたが、その成果はいかかなものだったでしょうか。

そして市が設置する海水浴場において無許可営業常習者という勢力の資金づくりの場になっていることへの社会的責任や瑕疵はありませんでしょうか。

選ばれた民間や企業が浜地で経済活動できるようにと、条例改正が少なくとも白浜・原田区からは望まれており、市長も条例改正を明言しておりますが、それについての必要な作業とスケジュールについて教えてください。

そして快適で安全な海水浴場を推進するための海水浴場条例の改正に当たっては、海水浴場条例第10条で定めるところの審議会の設置・開催が有効と思われませんが、今現在、どのような委員への委嘱と、いつの開催を予定しておりますでしょうか。

以上、趣旨質問とさせていただきます。

議長（小泉孝敬君） 質問者にお尋ねします。ここで2時10分まで休憩したいと思います。よろしいですか。

2番（中村 敦君） はい。

議長（小泉孝敬君） それでは2時10分まで休憩といたします。

午後 2時 0分休憩

午後 2時10分再開

議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開します。

それでは、当局の答弁を求めます。

市長。

市長（松木正一郎君） 海水浴場とは下田市にとっては何か。この辺につきまして、私のほうからお答え申し上げます。

海水浴場は本市にとりますと単なる自然、単なる海ではありません。例えば見て楽しむ、景観的に美しい海というのもございます。しかし、海水浴場は多くの人々がそこに集まり、その自然にじかに触れて楽しんでもらえる、こういう観光市、下田にとっての重要な観光の資源でございます。

そのため、皆さんに楽しく思い切り遊んでいただくために、自然公物から管理下に置くために手続を取りまして、私たちは占有して海水浴場として開放しております。この管理下に置く目的は主に2つでございます。まずは水難事故防止、すなわち貴重な命を守ること。2つ目はこの海を健全化することでございます。

ところが、本年はコロナ禍によりましてコロナの感染防止対策、これが第一優先課題となりました。このコロナがある中、海水浴場を開くのかという強い反対の声が市民の多くの方から市役所に寄せられたことは議員も御承知のとおりだと思います。

したがって、市といたしましては、皆様のお知恵を頂戴しながら下田モデルというものを策定し、おかげさまでワンチームで乗り越えることができました。日本中に下田市をいい意味で知らしめることとなったことは大変私たちとしても喜ばしいことございまして、心より皆様にお礼申し上げますところでございます。

しかし、議員も御指摘のとおり、今回そのために海の健全化についてはどうしても十分でなかったところがございます。そこでこの海水浴シーズンが終わって直ちにそれらの課題を全て洗い出す、こういった取組をしようではないかということで、三者で話し合いをしようというふうに考えたわけでございます。様々な声を聞きたいと思っております。地元の皆さんの声も聞きたいと思っております。今年は原田区の区長さんがとても熱心で、前向きに御尽力頂いています。しからば地区の皆様はどうなんだろうか、地区の総意としてはどうなんだろうか、その辺りも重要であろうかというふうに考えております。

こうしたことを総合的に捉えて、そして今後の対応をしっかりとみんなで力を合わせてやっていくということが重要であろうと。ということで今後も御理解、御協力をお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

観光交流課長（長谷川忠幸君） 私からは、昨年と今年の執行された事業ということからお答えをさせていただきたいと思えます。

昨年度の海水浴場の健全化に向けた取組につきましては、警察官立ち寄り所、夏期海岸対策協議会詰所の設置、期間中のパトロール及び禁止行為に対する注意やチラシによる警告、海岸周辺の各店舗への浜地内での営業行為禁止周知チラシの配布、海水浴客に対する注意喚起のチラシの配布などを実施しております。今年度におきましてもパトロール及び禁止行為に関する注意やチラシによる警告、海岸周辺の各店舗への浜地内での営業禁止行為の周知チラシの配布などを継続するとともに、海水浴客に対する無許可事業者を利用しないように注意喚起の看板を設置。さらに放送におきましても注意を促したところでございます。

また、海水浴場利用者がルールとしまして、騒音、喫煙場所の指定、入れ墨露出禁止などを徹底し、看板等で周知を図るとともに注意喚起を実施したところでございます。

今後もさらなる健全化に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

メールの件につきましては、貴重な御意見を頂いたということで、海水浴場の健全化に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

海水浴場条例遵守につきましては、条例第4条に関連して、新型コロナウイルス感染症の状況の下におきまして監視、救助体制の確保に苦慮いたしましたが、各支部及び下田ライフセービングクラブなどの御協力により安全確保に努めることができたと考えてございます。

しかし、愛知県の緊急事態宣言発令によりまして、吉佐美3浜におきましては危険防止の観点から地元区と協議の上、開設中止といたしました。ただ、開設中止の状況におきましても来遊客が訪れる状況が予想されたため、地元区、地元マリンスポーツ団体をはじめ、警察署、消防署、海上保安部などの協力の下、市も定期的なパトロールを実施するなどして、水難事故防止に努めてまいりました。

本年度、新たに設定した海水浴場使用者ルールにつきましては、本年度の反省も踏まえ、さらなる周知徹底と効果的な情報発信、浜地での放送による適切な運用に努めてまいります。

来年度の監視体制につきましては、下田ライフセービングクラブの体制強化の依頼や、活動に関するガイドライン及び市ガイドラインの条件を見直すなど、安定した管理体制の確立に向け、協議してまいります。

今夏の健全化パトロールの成果につきましては、浜地内のパトロールにとどまらず、営業拠点にも出向き、責任者と直接面談し、是正指導を実施し、一定の効果が得られたと考えております。海水浴場の設置者として、海水浴場の良好な環境の保全是責務であり、条例で掲げる禁止行為を行われることがないように対策に努めてまいります。地元区で管理運営をお願いする体制は必要だと思われませんが、各支部におきまして対応できない案件や重要事項につきましては、海水浴場対策審議会におきまして協議、検討する必要があると考えてございます。

また、各支部において適正な管理運営ができるよう、条例改正を検討してまいります。現在、条例改正に向け、法的な相談を行っておりますが、地元区の意識共有の下、実効性のあるものとするために方向性を見定めてまいりますので、議員におかれましても引き続き御協力をお願いしたいと思います。

また、議員御提案の海水浴場対策審議会における検討につきましては、現在、審議会の構成としましては、各支部及び観光関連団体等で構成されておりますが、それに加え、下田警察署、下田海上保安部、賀茂地域局、下田土木事務所並びに賀茂保健所などの関係団体にも御

参加頂き、それぞれ専門的な知見から御意見を頂きたいと考えております。開催時期につきましては、地元区との協議を経て条例の改正内容が定まり次第、速やかに開催いたします。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 環境対策課長。

環境対策課長（高野茂章君） それでは、私のほうからはごみや流木処理など、海水浴場の美化と衛生についてということでお答えさせていただきます。

海水浴場開設期間につきましては、浜の清掃、ごみの処理について、夏期海岸対策協議会各支部にお願いしているところでございます。流木処理につきましては、海岸管理者である県と協議を進めてまいります。

続きまして、ポイ捨て、歩きタバコ、深夜の騒音などがあった新条例の制定や、下田市美しいまちづくりを推進する条例の改正など、対策する必要があると思うがという質問なのですが、下田市美しいまちづくりを推進する条例ではポイ捨て禁止事項もありますが、罰則規定は設けておりません。ポイ捨てにつきましては廃掃法や軽犯罪法で罰則、深夜騒音につきましては騒音規制法や県条例にて罰則等が定められており、法令違反として警察と連携して取り締まることができるとなっております。現在は新条例の制定や条例改正をする予定はございませんが、今後条例目的に沿って、市民と関係者と連携し、美しいまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） ありがとうございます。

まず海水浴場とは何かということについて、非常に熱のある答弁を市長から頂きました。そして今後の運営についてなんですけれども、先ほど沢登議員が言いました、市の役割を大きくすべきでないのかと。私はその意見に非常に賛成です。従来、海水浴場の運営はそれぞれの地元区にほぼほぼお任せで、それでよかったんだと思います。なぜかといえば、それこそが受益者だったからだと思うんです。ほとんどの家が民宿を営んだり、漁業権を持ったりしながら、海や観光客から糧を得ると、そういうことに関わってきた。そして、それを、その利益はほかのよそ者にはあげたくないんだと。だからこそ区に任せておけばよかったんですが、今、大きく働き方が変わっていますし、人口の形成のピラミッドも大きく変わっています。浜に関心のある、関わりのある人がとても少ないんですね。地元、地元と、地元と協議、あるいは地元で決めてくれとか、地元の総意とか言いますが、なかなか地元の総

意にならないんです。言ったように関わりのある人が極めて少ないからなんです。

じゃあどうすればいいのか。例えば介護にしても子育てにしても、昔は家々でやっていたことだと思います。しかし、家族構成が変わったり、働き方が変わる中で、家族に代わって行政が行政サービスとして行うようになるわけです。当然、受益者負担というものは、保育料であったり、介護保険料であったり、そういうものが発生するわけですが、それによって行政サービスとして成り立つ。海も、じゃあ一番の受益者、今、誰なのか。そしたら、例えばホテル、旅館、飲食店、民宿、ペンションだったり、そういう観光関係の事業者が一番の受益者なんだと思います。そして区も受益者の一部になるんじゃないかな。そしてそういうところからしっかり受益者負担をもらった中で、市が中心になって海水浴場を開設し、運営するという形がいいのか悪いのか、市長は協議していくと言ってくれました。これはもう持続可能な海水浴場の在り方について考えていかなければならないことだと思っております。

例えば市でやるのが大変だと、それであれば、今どき図書館がNPO法人や民間団体で管理運営するパターンが増えております。例えば長野県小諸市は公募型のプロポーザルでNPO法人が管理委託されております。愛知県津島市でもNPO法人が指定管理されています。この指定管理者制度、こういったものを使って、指定管理者制度も広義では施設だけでなく公園なども管理を代行させることができるとあります。こういったものを使って、NPO法人などを使いながら海水浴場の管理運営というのもありなのかなと。人口減にこれから伴う中で、行政も合理化、効率化、規模も適正化していかなければいけない中で、持続可能な海水浴場とはどうあるべきなのか、これをぜひ議論していただきたい、そういうふうに思いますがいかがでしょうか。

それから、無許可営業者についてですけれども、言っている答弁は全て正しいんですが、無許可営業者、要するにいつまで自由にさせておくのだということに尽きるんだと思います。先ほどの例のクレームメールについて、長谷川課長はメールの返信をしてくれておりますが、そこでは地元区や警察と連携を図り、環境改善に努めますとあります。警察と連携するんだと。これまで地元、臨時派出所が毎年毎年設置され、相当数の県警が配備されているんですが、なかなか関わってくれた、パトロールには同行してくれませんが、なかなか実効性のある連携が取れているとは言い難いと思います。どのように県警と連携を取っていただけるのでしょうか。なぜ警察と言うかということ、やはり若干、怖い方たちですので、警察という治安維持力、警察力、そういった力にどうしても頼らざるを得ないのが市民の気持ちになってくるんですが、どのような連携を取るとお考えなのでしょうか。

それから審議会の設置についてですけれども、県土木、地域局、保健所、警察、保安部、もろもろ入ってくれるとおっしゃいました。ぜひ法律家も入れていただきたい。何かその条文上に憲法違反だとか、前々からそういう答弁もありましたので、ぜひ法律家を交えた中で、今度こそ間違いのないものにしていただきたいと思いますが、それを開催するに当たっては、地元との協議を得てからと先ほど課長おっしゃいました。ぜひ早急に協議を開始していただきたい。地元の総意をできたら持ってこいと、こういう形では正直言ってなかなか進みません。条例についても、こういうたたき台をつくったんだ、ここと、ここと、ここの部分について地元区の考えを聞かせてほしいと、こういう形でひな形持ってきていただけないと、正直言って進まないんです。そういう方向でやっていただきたいんですがいかがでしょうか。

それから、条例改正のスケジュールですけれども、検察庁の協議ですとか、パブリックコメントなんかが必要だと、時間がかかる作業があると伺っていますので、いま一度、スケジュールを教えてください。予定なくして、計画なくして進みませんので、いついつぐらいまでにこれをやるんだと、何しろお尻は決まっているわけですから、来年の夏までには条例改正したいという市長の言葉がありますので、それについてのスケジュールを考えている範囲で結構ですので教えてください。

それからライフセーバーについてですけれども、実際今年、ライフセーバー自体が学生の部活動であるという部分があります。これまで何も問題がなかったですが、このコロナ禍においては若干のもろさが出てしまいました。別に学生が悪いわけじゃないですけれども。ではどうすればいいのかと。例えば、やはり市の管理下の下でプロのライフガードを数人、頭にいた中で、ライフセーバーがサポートとして協力していただくんだと、こういう形がいいんじゃないかと思うんです。実際、今年吉佐美区では吉佐美区が海水浴場をできないといった中では、市がそのような役割を負ったかと思います。それは1つ、今後将来の形を示唆しているものじゃないかと思います。吉佐美も投げた、投げたと言っちゃいけない、できないと言ったのは、結局、先ほどの言ったのと同じです。もうやる必要がないんだと。つまり、もう受益者じゃなくなっているということですよね。昔だったら何が何でもやったと思うんです。でも、やる必要がないから、もうやらないんだ。そこの根底にあるのは、責任取れないじゃないかというところなんです。

先ほど沢登議員の答弁に課長おっしゃいましたが、じゃあ例えば事故が起こったらどうするんだということについて、あくまでも基本は本人の、遊泳客の責任である。そして海水浴場設置者はしっかりと対策さえ取っていれば、それでいいんだという答弁でした。しかし、

それだからこそ、吉佐美区はごめんなさいと、もうできませんと言ったわけです。その責任を、いや、何かあったときには市が責任を持つんだと。責任持つというのは、命の責任は持てませんけれども、何かあったときにはしっかりと市が後ろ盾をするんだという一言があれば、もしかしたらできたかもしれないですね。そこが曖昧だから、やはりもうできないんだという結論に至るんだと思います。これは今後もそういうことが起きると思います。つまりそういったことに対してのリスク管理の必要性はないかと私、先ほど質問しましたけれども、それについてはあまりいい答弁でなかったんで、もう一度お願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

観光交流課長（長谷川忠幸君） 地域の海水浴場を運営するに当たりまして、今の条例で言いますと、浜地での営業は誰もができないことになってございます。しかしながら、その運営の一部を、先ほどの沢登議員の一般質問にあったように、区が担っているということで、今、中村議員もおっしゃったように、地元区の経済に寄与している部分がございます、その辺は地元区がやっていたと。今の段階でいきますと、それが地元区ができないよということだと思っておりますけど、ただ、海水浴場によっては、要するにお客様と海水浴場を運営されている方のバランスが取れているところがあります。その中で、取れていないところもあるかと思しますので、その辺の中を整理しながらやっていかないと、なかなか難しいということが市のほうではあります。

条例をどう変えていくかによっても、地元区の総意、市長がおっしゃったように総意、地元区としてこうしたいとかという、それがあつた中で、それを実現する条例というのを持っていきたいということもございます。ですので、地元区の総意というのを見出していいただいて、それに向かって条例をつくっていくと。つくったときに法的な協議を受けて、それで最終的に審議会に諮ってという話になろうかと思えます。

吉佐美の件を申し上げますと、内容的には申し上げられないんですけども、吉佐美区はこの浜の緊急事態宣言等が起きた場合には、吉佐美区の役員会、必ず開いていただいて、そこで全部決定していったと。どこの海もそうなんですけれども、ただ、原田区さんにつきましては、もう区長さん1人でやっていたというような思いがあつて、その辺はなかなか区長1人でできないというところで、それであれば、この夏期対の地元の組織をつくっていただいて、そこに市が入ってもいいんですけども、地元区としての総意というか、方向性を頂いた中で進めていく、それが一番いいのかなと感じてございます。

それで、スケジュールにつきましては、その考えがまとまり次第、どんどん進めていきたいと、問題解決、実効性があるものにしていきたいということでございます。

あとライフガードにつきましては、市がライフガードを雇ってではなくて、吉佐美区の場合は、もう浜を止めたということで、監視というか、監視だけですよね。要するに何ですか、救助ができない、救命ができないので、監視で危ないところに行かないとかという注意喚起をしていったということです。ライフセービングに関しましては、今年の実省も踏まえて、開設前には下田ライフセービング協会の講習がございますので、そこに皆さん、出ていただいて、誰もが救命ができるような監視体制という、そういう講習を受けた中で強化をしていきたいということで考えてございます。

水難事故の責任と申しますか、すみません、沢登議員の質問で、ごめんなさい、の中で申し上げましたけれども、要するに海水浴をなされる方の責任の中でやってということで、ごめんなさい、これ判例なんですけど、要するに海水浴に伴う危険を回避する責任というのが海水浴客自身にあるということから、幾ら下田市が安全設置管理者という水難事故を防止するための対策に義務を負っているということではなくて、合理的な範囲の中において安全確保、監視業務について適切な措置を講じていれば足りるということの判決は出ております。

以上でいいですか。

議長（小泉孝敬君） 課長、条例改正のスケジュールについてというのが何かもう一度教えてくださいってあれがあったと思うんですが。

観光交流課長（長谷川忠幸君） スケジュールにつきましては、先ほど申し上げたように、どこを目指すというのがなかなか今、確定されていませんので、そこをやった中でやらないと、なかなかどこまでというのが今何も見えていないと。要するに法的協議もしてございませんので、法的協議をやらないと実効性が担保できないもので、だからそれが一番最初のかなということでございます。

議長（小泉孝敬君） 2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） そのスケジュールに関しては、方向性が見えないじゃなくて、市長は海水浴場は大事な資源だと、そして思い切り遊んでいただくために管理下に置くんだと、つまり市の意思がそこにあるわけで、市としてはどういう方向を目指すんですよということ、これを言い出すと、結局、いや、区でやれよ、市がやんねえからだ、区がやんねえからだの議論になってしまうんですけれども、それは絶対したくないです。だからこそしっかり話し合うことが必要なんですけれども、市としてのメッセージというか、方向性、これはしっか

り持っていただきたいんですよ。そして、それについて区はどうなんだいと、ぶつけてこない、先ほども言ったように、今、区全体が受益者でないのでまとまらないんですよ、正直言って。そうしたら本当にいつまでたっても進まないんです。進まないんです。ですので、もう来年の夏までには条例改正したいんだと。じゃあ検察庁の協議はこういう期間が要るんだと、法的検討はこのくらいの期間が必要なんだと。じゃあ住民との協議はいついつ必要だと、そういうスケジュールが出てくると思うんですけれども、それをしっかり出して、市が主導して頑張っていたいただきたいのと。つまり健全化に向けたしっかりとしたこのルールを市が敷いた上であれば原田区が乗ってくるんだ、吉佐美区乗ってくるんだ、外浦区乗ってくると、そういうしっかりした道筋をつけていただきたいと思うんです。それでこそ審議会というものが成り立つんだと思うんですが、いかがでしょうか。

それから美化、衛生についてですけれども、実際、今年海水浴場が始まった中でも、白浜観光協会の前には流木が置きっ放しであったり、大きい産業廃棄物的な流れてきたごみ、そういうものが結局誰も片づけられないで置きっ放しであったという事実があります。例えば我々、去年視察に行きましたけれども、和歌山の白浜町の白良浜ですとか、神戸の須磨海岸ですとか、本当に空き缶とか瓶どころか、流木1つ見つけるのも大変なぐらいきれいな浜なんです。それは県がやるとか、市がやるとかじゃなくて、何でかと聞いたら、私たちの庭だからですと、市民の大事な憩いの場だから、汚かったからきれいにするんだと、こう言ったんです。そういう意識の中で、じゃあ県がやるなら県によくよくお願いをしていただきたいんです。市長もいつだか言いました、陳情が多いところからやはり予算がつくのが人情というものであると、うんと言うまでお願いしていただきたいんです。ついでに言わせていただければ、下田の4車線のところ、中央分離帯、草ぼうぼうで、もう観光客が下田に入ってきて、あの4車線見て、草ぼうぼうで、本当に何か、私も毎日走ってて悲しくなります。ああいうのも観光地なんだと、きれいにしていただきたいと、うんと言うまで陳情していただきたいんですよ。これ、予算かからないと思うんです。そして、下田はそういうまちをきれいにすることに熱いまちなんだという印象をつけて、いつもいつもきれいにしてほしいと。そういう陳情をしっかりと、常日頃やっていただきたいなと思うんですけれども、そこら辺、いかがでしょうか。取りあえずお願いします。

議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

観光交流課長（長谷川忠幸君） 私、今の現時点で区と住民と下田市が同じ方向を向いているのかという疑問がございます。ですから、そこをしっかりとった上でいくのが一番いいの

かなと。中村議員おっしゃった、下田の海をといいますと、もうすごい大きな話で、条例改正をすぐやるのに対しまして、それはちょっと時間がかかるのかなと。環境問題とか、いろいろありますので、その辺を入れていくのかということもあります。ただ、今抱えている問題をどうするかを地元区と地元住民、あと市が同じ方向を向いた中でやっていきたいなど。そうすれば実効性のある条例ができるのかなと思っています。そこを中村議員、地元をまとめていただいて、やっていただきたいということを申し上げているので、よろしくお願いいたします。（発言する者あり）

議長（小泉孝敬君） 環境対策課長。

環境対策課長（高野茂章君） 流木等、産廃のようなものが開設の前にもあったという話でしたが、この話が環境対策課のほうに耳に入ったのが、中村議員の一般質問の通告書を聞いてから、初めて環境対策課がそれを把握した次第でございます。それが分かれば、少量の流木でしたら、去年の12月の定例会でも答弁したように、環境対策課でも少量であれば漂着物のごみ処理ができるということになります。大量になりますと、また先ほど言いましたように、海岸管理者と協議をして、すぐ言わなきゃならない話になるかと思いますが、今回の件に関しては、県のほうには何ら報告がされていないのが現状だと思います。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） 終わりの頃になりますけれども、まず、今回、海水浴場は設置して、私はよかったのだと思います。数々批判もありましたが、設置しないと、例えば湘南のように、ニュースでやっていたように、若干、無法地帯化するのだと。あるいは猪苗代湖でも、海水浴じゃない、湖水浴といいますけれども、遊泳客とボートがぶつかって子供が死ぬという痛ましい事件が起こったりしております。そこもやはり湖水浴場を今年開設しなかった。だからそういう事故が起こったんですね。今年は開設してよかったんだと思います。そこはしっかり当局からも自信を持って言っていっていただきたい部分だと思います。

それから板見漁港について、ちょっと産業振興課長にお願いがあるんですが、バナナボート、今年は営業させなかった。確固たる意志を見せて素晴らしいことだと思いますが、おかげで、ずっと遊んできた子供も遊んでいたら、ちょっと出されてしまったという、そんな声も聞かれましたので、そこについてはしょうがないことだという部分で、ちょっと説明をしていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

産業振興課長（樋口有二君） 板見漁港でのバナナボート以外、例えば遊泳客についてですが、下田市の漁港管理条例の中では、漁業活動以外の目的で、みだりに次の行為はしてはならないという中で遊泳というものは明確に規定がございます。なので、子供がとかではなく、単純に漁港施設、漁港区域内でございますので、遊泳客については基本的にはそのような行為をしてはならないエリアです、あそこは。なので、バナナボートだから、バナナボートだけが駄目ではなくて、漁業に差し障りのある行為と認められるものであれば、そこは漁港管理上は行為をしてはならないというものでございます。当然、船の通り道に、もちろん遊泳客、釣り客もそうですけれども、そういった方が立ち入ることは危険につながる場合もございますので、申し訳ございませんが、漁業関係者以外は立ち入らないでくれということを申し上げさせていただいております。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） まだお時間ありますでしょうか。ありますか。

議長（小泉孝敬君） あります、大丈夫です、18分。

2番（中村 敦君） 若干本題からそれるかもしれませんが、諸問題ということでお聞きください。昨日、市長はいいことを言いました。市民の希望、これこそが人口減の将来でも明るい活力ある下田のエネルギーになるんだと。そしてまた、こうも言いました。ワンチームでごみを減らす努力をしたらどうかと。素晴らしいことだと思います。下田は基幹産業が観光だといいます。それはつまり、就業人口が第3次産業に約90%もいるという中で、そう言われることだと思います。

じゃあ観光地って何でしょうか。観光地である前に、私たちの生活の地だと思います。自然を守り、育て、自然の中から糧を得て、そして美しい環境を維持するために市民は汗を流すんだと。そしてそういう生活をする姿こそが光なんだと「観光、光を観る」そういう市民の姿こそが光なんだと思うんです。

そして訪れる観光客は笑顔にあふれ、迎える市民は皆、優しく親切で、そういうものを見たときに、下田で育った若者は、あるいは移住を考える人々が、自分は自然環境を守る仕事がしたいんだと。あるいは景観を生かした仕事がしたいんだ。観光客に何かサービスを提供する仕事ができたらいいな。こういう気持ちこそがこのまちの基幹産業が観光だというまちの、市民の希望なんじゃないかと、そう思うんです。

〔「そのとおり」と呼ぶ者あり〕

2番(中村 敦君) 私、ここにバッジつけています、議員バッジの下に。これ、プラスチック・スマート、環境省のキャンペーンのバッジです。皆様、御存じだと思いますが、プラスチック・スマート、環境省では世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けて、個人、自治体、NGO、企業、研究機関など、幅広い主体が連携、協働して取組を進めることを後押しするため、プラスチック・スマート - for Sustainable Ocean - と銘打ったキャンペーンを立ち上げています。本キャンペーンでは1つの旗印の下に、幅広い主体の取組を募集、集約し、ポイ捨て撲滅を徹底した上で、不必要なワンウエーのプラスチックの排出抑制や分別回収の徹底などのプラスチックとの賢い付き合い方を全国的に推進し、我が国の取組を国内外に発信するものだとあるんです。

ここで御提案がございます。海のごみを減らすために、こういういわゆるエコバッグ。

〔「みんなに見えるように」と呼ぶ者あり〕

2番(中村 敦君) これは某環境大臣政務官から頂いたものですが、ここにペルリンを入れて、こういうものを市で作って、配布、販売したらいかがでしょうか。下田のまちは海を汚さないように、レジ袋減らすんだと、こういう取組をぜひしていただきたい。調べたら先行している自治体ありますけれども、静岡県下ではどうも、まだないようですので、こういう格好いいことをしていただきたい。これ小さくてすごくいいんです。もうすっぱり、こんな小さくなっちゃうんで、どんなかばんにでも入ってしまいますので、ポケットにも入りますので、非常にいいです。

それからもう一つ提案がございます。下田市でも昨年からでしょうか、雑紙のリサイクル回収を始めております。役場内では箱の中に雑紙入れたりしているのを見えています。しかし、一般家庭ではなかなか雑紙、丸めてばいばい、ごみ箱捨てちゃうんです。丸めるから、またかさ増えるんです。私はどうしているかといいますと、こういう、これ、いわゆる新聞を、古新聞入れるための袋ですが、これをわざわざ私は買って、そしてこの中に食品の箱ですとか、ダイレクトメールの封筒、中身、あるいは書類、そういったものを入れて、たくさんになったら出すという作業をしています。そうしたらごみ、物すごい減ったんですよ。もう半分どころじゃないです。結構、家のごみ箱というのは、この紙ごみでいっぱいになるんですよ。しかも悪いのは丸めるんで、余計かさ増える。これを市で作って、何か、例えばですけども、紙ごみをリサイクル持ってきた、何キロ以上持ってきた方には配付するとか、1枚幾らで売るでもいいですが、そういった取組をして、紙ごみを減らしたらいかがでしょうか。こういう何か下田のまちはごみなくすという取組をしているという、そういう格好いい姿勢

を子供に見せてあげたい。

昨日、進士為雄議員がバイオマス発電について提唱されました。山がいっぱい、荒れた山の倒木や間伐材はごみじゃないんだ、資源なんだ。じゃあそこに今検討している、例えば広域ごみ処理のトンネルコンポストのごみも一緒に燃やせないかと。これはカロリーが違うので、いろいろクリアしなければいけない問題があるとは思いますが、賀茂キャンパスというすばらしい施設が下田にはあるじゃないですか。いろいろな研究している方たちがいます。そういう方を招聘して、そういう研究と一緒にやっていただいたりすることはできないでしょうか。市長の言う交流人口を増やすことにも大きく貢献していくんだと思います。何かそういう先進的な取組をする中で、日本から、あるいは世界から注目されて、下田って格好いいじゃないかと、そういう姿を子供たちに見せる、これが市長の言う市民の希望になるんじゃないでしょうか。

市長、今のような御提案についていかがでしょうか。

議長（小泉孝敬君） 市長。

市長、通告ないですから、答えても答えなくてもよろしいです。どうします。

市長（松木正一郎君） いえ、それでは一言だけ。貴重な御意見として今後参考にさせていただきます。ありがとうございます。

議長（小泉孝敬君） 環境対策課長。

環境対策課長（高野茂章君） 中村議員のいろんな提案、ありがとうございます。これにつきましては進士議員のほうが、うち、環境対策課に来ていろいろ提言をしてくれた事項もあります。エコバッグのぺるりんにつきましては、自分のほうが、一応もう自分の部下のほうに見積り、幾らぐらいだというのは取りあえず取っている最中ですが、まだお金が出てこないというところでございます。

あと、いろんな提言がありましたけれども、賀茂キャンパスを巻き込んで使えということも進士議員のほうから考えるという話は来ております。

あとプラスチックを減らすためには、使い捨ての弁当箱をやめて、回収してくれる弁当屋を使えとか、そういうのも1つの方策じゃないかという提案もございますので、これについてはいろいろ、ストローも絶対今、コンビニでも使わなくなっておりますし、海洋プラスチックにつきましても、もうその辺のリサイクルについての徹底と雑紙、普通の、やっぱり紙の焼却が一番多いものでありますので、その紙のリサイクルについてはどんどん進めて、周知徹底を図っていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 中村議員、通告にないですから、通告にあることに沿って質問してください。

2番（中村 敦君） 終わります。

議長（小泉孝敬君） よろしいですか。

これをもって、2番 中村 敦君の一般質問を終わります。

議長（小泉孝敬君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時から開催いたしますので、御参集のほどよろしくお願ひ申し上げます。

御苦労さまでした。

午後 3時 0分散会